

平成 2 5 年 6 月 1 9 日開会

平成 2 5 年 6 月 2 0 日閉会

平成 2 5 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

(1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 2 5 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 4 7 号

平成 2 5 年 第 2 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1 . 期 日 平成 2 5 年 6 月 1 9 日 (水)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 5 年 6 月 1 9 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 5 年 6 月 2 0 日 (木曜日) 午後 1 5 時 4 4 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

| 議席 番号 | 氏 名 | 6月19日 | 6月20日 | |
|----------|-----------|-------|-------|--|
| 1 | 森 口 久 士 | | | |
| 2 | 谷 康 男 | | | |
| 3 | 大 川 新 也 | | | |
| 4 | 柴 田 初 子 | | | |
| 5 | 藤 本 傳 夫 | | | |
| 6 | 森 崇 | | | |
| 7 | 新 名 教 男 | | | |
| 8 | 安 井 信 之 | | | |
| 9 | 植 松 勝 太 郎 | | | |
| 10 | 渡 辺 慧 | | | |
| 11 | 村 上 久 美 | | | |
| 12 | 鍋 谷 真 由 美 | | | |
| 13 | 中 江 正 | | | |
| 14 | 中 村 勝 利 | | | |
| 15 | 浜 口 勇 | | | |
| 16 | 秋 長 正 幸 | | | |

地方自治法第121条の規定による出席者

| 職 名 | 氏 名 | 第1日 | 第2日 | |
|----------------------|---------|-----|-----|--|
| 町 長 | 塩 田 幸 雄 | | | |
| 副 町 長 | 竹 内 章 介 | | | |
| 教 育 長 | 後 藤 巧 | | | |
| 政策統括監併任教育部長 | 松 本 篤 | | | |
| 総務部長兼総務課長 | 空 林 志 郎 | | | |
| 健 康 福 祉 部 長 | 松 尾 俊 男 | | | |
| 企 画 振 興 部 長 | 大 江 正 彦 | | | |
| 税 務 課 長 | 田 村 房 敬 | | | |
| 環 境 衛 生 課 長 | 樋 元 一 郎 | | | |
| 学 校 教 育 長 | 坂 東 民 哉 | | | |
| 商 工 観 光 課 長 | 山 本 真 也 | | | |
| 会 計 管 理 者 | 谷 部 達 海 | | | |
| 建 設 課 長 | 尾 田 秀 範 | | | |
| 健康づくり福祉課長 | 大 下 淳 | | | |
| 社会教育課長 | 松 田 知 巳 | | | |
| オ リ ー プ 課 長 | 城 博 史 | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 三 好 規 弘 | | | |
| 農 林 水 産 課 長 | 近 藤 伸 一 | | | |
| 人 権 対 策 課 長 | 丸 本 秀 | | | |
| 子 育 ち 共 育 課 長 | 後 藤 正 樹 | | | |
| 内海病院事務長 | 岡 本 達 志 | | | |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 濱 田 茂 | | | |
| 企 画 財 政 課 長 | 久 利 佳 秀 | | | |
| 水 道 課 長 | 唐 橋 幹 隆 | | | |
| 介護サービス課長兼介護老人保健施設事務長 | 堀 内 宏 美 | | | |
| 住 民 課 長 | 清 水 一 彦 | | | |

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成25年第2回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成25年6月19日(水)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 8名
- 第4 報告第3号 平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第5 報告第4号 平成24年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第55号 小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
(町長提出)
- 第8 議案第56号 小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

- 第9 議案第57号 小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例について
(町長提出)
- 第10 議案第58号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第59号 内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第12 議案第60号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について
(町長提出)
- 第13 議案第61号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について
(町長提出)
- 第14 議案第62号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)
(町長提出)
- 第15 議案第63号 平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、議員申し合わせ事項により、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ノーネクタイ、上着の着用は自由となっております。上着の着脱は各自の判断にお任せいたします。

本日は何かとご多忙のところ、ご参集くださいますようお願い申し上げます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月12日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は専決報告2件、人事案件1件、条例案件5件、その他案件4件を本日もご提案させていただきこととしております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月20日以降6月10日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります  
が、会議規則第118条の規定により、11番村上久美議員、12番鍋谷真由美議員を指  
名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会
議は本日と明日20日とし、会期は本日と明日の2日間にしたいと思っておりますが、こ
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日
の2日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、一般質問を行います。  
通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、昨年度に引き続き、一問一答、反問権の試行  
を行います。

執行部の方で反問をされる場合は、必ず議長の許可を受けて行うようお願いし  
ます。

なお、議員申し合わせ事項による一般質問の時間を守っていただくために、5



分前にこちらから札を出します。その後の時間配分に十分留意いただきますようお願いをいたします。

1点、お断りを申し上げます。議会広報作成のため、事務局員、職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。13番中江正議員。

13番（中江 正君） 私は、1問だけ質問いたしたいと思います。

買い物弱者の対策についてでございます。財政の活性化を目指して小豆島町はよく頑張っていると思います。今、必要な財政の使い道について質問をいたしたいと思います。

もともと車の免許証を取らなかった人は、近くに商店がある以外は公共交通を利用して買い物に行くしかありませんし、免許証を返さなくてはならない年齢達した場合も同じ立場になると思います。

先日、ある新聞に買い物弱者に財政の壁、市町村の8割が対策が必要と出ていました。農水省が6月3日に発表した結果で判明したものです。

この小豆島町は高齢化率が香川県に比べても10%も高く31%で、高いところは60%の地域もあります。車を運転できない人は、少し遠くても路線バスに頼らざるを得ないのが実態です。昔は谷ごとの小さな自治会のバス停に商店がありましたが、今はありません。この新聞にも、財政上の問題から小規模の自治体ほど実施率が低いと書かれています。11%が検討中で、24%が実施もしてないそうです。990市町村からアンケートで回答したとあります。食料品アクセスに関する全国市町村アンケートとして、全国1,742の市町村に昨年11月と12月に行ったものです。小豆島町はこの回答をしたのでしょうか。

買い物対策が必要な理由の96%が高齢化が理由で、75%が地元小売業の廃業となっています。対策としては、コミュニティバスや乗り合いタクシーの支援、空き店舗への出店、運営などの支援、宅配や買い物代行の支援が多かったそうです。民間事業者の業務委託補助が72%、市町村みずから実施するのは25%だったようです。小豆島町は、こうした実態と課題をどう捉え、どうしようとしているのか、財政的な実情を含めてお聞きいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 高齢者などへの買い物弱者への支援策についてのご質問であったと思いますが、現在小豆島町におきましては、町独自の軽度家事支援サービスによる買い物支援というのを行っております。これは介護保険外のサービスとして行ってるものでありまして、虚弱な状況にある高齢者を対象に掃除や洗濯、買い物などの家事を支援するものですが、社会福祉協議会とシルバー人材センターに委託して行っております。

5月末における利用状況は、サービス利用者51名のうち16名が買い物支援を利用しております。今後、こういうサービスについて拡大をすることが必要であると考えております。民間でもいろんな取り組みが始まろうとしていると認識をしております。

農林省のアンケートについては、担当課が実務的に対応しておりますので、後ほど担当課長からご説明をいたします。

それから、コミュニティバスとか乗り合いタクシーというのは、これは何度も何度も申し上げておりますが、私としてもぜひとも実現したいと考えております。

順次、担当課長から説明をさせます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） まず、ご質問のアンケートに関してご説明申し上げます。

このアンケートにつきましては、農林水産省が日常的に食料品の買い物や飲食、こちらが不便であるとか困難な住民の方に対して、各地方自治体が実施している対策の状況、これを明らかにしまして、今後の施策の参考とすることを目的に行われております。実施時期につきましては、昨年11月26日から12月14日にかけて行われておりまして、本町は一応12月6日に回答してございます。

本町の回答内容でございますけれども、買い物弱者に対する対策は必要であると、またその対策といたしまして、行政では買い物支援を実施しております。民間事業者の取り組みとして宅配、それから移動販売を実施していることから、本

町は対策を実施しているというふうに回答してございます。

そのため、一部でも対策を実施していればアンケート上では対策を実施済みのほうに分類されてしまいますので、本町は財政上の問題から、対策を実施できていない市町村には含まれておりません。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 議員ご指摘にございましたように、このアンケート結果で最も多く対策として実施されておりますのが、コミュニティバスや乗り合いタクシーの運行に対する支援でありますように、買い物弱者に対する移動手段の確保は重要な対策だと考えております。

通院や買い物のための交通の確保につきましては、これまでも議会におきましてその確保策についてご質問を受け、その対策につきましては新病院の建設を見据えて総合的に検討してまいりますというふうに答えているところでございます。そのため、今年度はそれらの支援のための実態、ニーズ調査を行うこととしており、現在その準備をしているところでございます。その結果、必要となる対策の経費等につきましては、必要な予算を確保したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（山本真也君） 宅配あるいは移動販売につきましては、昨年の12月に現状調査を行いました。その結果、池田地区においては4つの地元商店が食料品と日用品の宅配業務を行っております。また、内海地区におきましては、一部の地域で地元商店による移動販売や宅配が実施されています。

現在、新たに開業しましたコンビニエンスストアにおいては、移動販売を計画しておりまして、販売車両を制作中であります。移動販売のみならず、現場での受注、電話受け付けによる宅配についても実施する予定であるとお聞きしております。また、小豆島全体では、島外業者による宅配も行われており、インターネットを利用した販売でありますことから、島内の光ファイバーネットワークが進む中、今後利用者はますます増加するのではないかと考えております。しかし、

ネット環境のない方、特に高齢者のひとり暮らしや2人暮らしの方にとって当面の問題は、やはりきょう必要な食品、日用品をどのようにして手に入れるかが大きな課題でありますので、今後は食品、日用品について、町内にある販売店の取扱品や連絡先を記載した移動販売、配達業一覧表のようなものを作成しまして、各戸に配布することによりまして、買い物弱者と呼ばれる方の利便性を図ってまいりたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） いろいろ工面されてありがたいことですが、これからの世代に向かって計画を立てている所だと思います。1点は、今言われました移動販売、これにはどのような方が携わっておられるのか、助成とかそういうものはあるのか、連絡体制、そこら辺は移動販売でそこへ寄ってもらってお年寄りが買い物をするとか、そんなんは週的に、月的に決まっとるものなのか、それが1点です。

それと、先ほども町長から述べられたんですけど、買い物と通院、これは一体的にペアーでできるのか、いわゆる通院してる間に買い物をしていただくと。それで、帰りの便で帰るというのが可能か不可能か、これからも考えていかれるんかお聞きしたいと思います。まず、2点。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（山本真也君） ただ今のご質問の移動販売についてですが、調査によりますと、ほぼ定期的にやっております。週ごとではなくて、曜日ごとに移動して販売をいたしているとのことです。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 通院と買い物の一緒というお話でございますけれども、通院の場合は特に個人によって検査があったとか、いろいろ時間がまちまちになるうかと思っておりますので、ある程度のコミュニティバスにつきましては

ダイヤをつくる中で、その中で利用者のほうが上手に使っていただけたらというふうな形になろうかと思います。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） まあいろいろ工面されているけど、これから私たちの団塊世代が免許を持たなくなるのが予測されます。先ほども町長のほうから完璧にしたいというふうに向が出てきたんですけど、土庄町の福祉協議会の中ではもう非常に生活路線の便利の悪いとこの方のお年寄りの生活実態いわゆる通院するのにほとんどタクシーを使っていると、乗り合いタクシー、そんなデータもちょっと見せてもろうたんですけど、データを作成する前にまだまだ隅々までお年寄りの買い物、通院を把握できてないと思うんです。これからもそういうな把握をして、それにどうしたら買い物がスムーズにけがなくできるのかというところはあると思うんです。例えば、便乗するんですね、お年寄り。だから、土庄行くのに便がわりをするんです。乗せてもいいんですけど、車内での事故、それで交通の事故、こういうなんが伺えられるんで、余り乗せたくないという方も頻繁におるんです。そういうな実態も調査していかなくてはならないのかなあと考えております。該当する人、該当しない人、そういうなんがありますんで、これからも調査をして実際に乗せていってもらいたいなと考えております。土庄町の福祉課がそういうな乗り合いタクシーのデータをとっているんで、小豆島町もそういったきめ細かな実態調査をする必要があるんじゃないかなあと考えております。いろいろ答弁が変わりましたが、これからも買い物弱者に対して、厚い手だてをするようお願いし、終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私からは4問ほど質問したいと思います。

最初に、新消防庁舎と労働者環境の整備についてでございます。昔から、地

震、雷、火事、おやじと言われておりますが、今はおやじは怖いものでないように聞いてます。しかし、人間にとって地震も雷も火事も大変怖いものでございます。平成16年の高潮災害も大変でございました。高潮の実態調査を1年以上かけて行い、資料をつくって中江議員とともに国会にも出かけました。災害対策基本法も何度も読みましたけれども、約30回改正されて、一昨年3月11日の東日本大震災で必要性がさらに高くなっています。法律には、第3条に国の責務、4条、県、5条は町の責任、そして私たち住民の責務も第7条にありました。今は、南海トラフの地震による津波が襲ってきたときの犠牲者が最大で32万人といわれ、民家や企業の建物は壊滅状態が予測されています。確かに、正しく怖がって対策しなければと思います。私たち自身の体制づくりは当然ですが、消防職員の環境整備もすごく大切だと思い質問いたします。

新しくつくる新消防庁舎で任務につく労働環境の計画を大切にしてもらいたいと思います。安田の町役場横の消防に勤める職員の方は、毎日ランニング、柔軟体操をされて訓練する姿を見かけます。消防隊員がきびきびとした態度で活躍されていることをありがたく思っています。新しく設立される消防庁舎を実際に使用される職員の方の意見を聞いて、環境のよい設備をつくってほしいと思っています。

一般の家庭は、社会福祉協議会が呼びかけているきずなバトンを冷蔵庫に入れてます。救急車が来たとき、すぐに役に立ちます。消防の職員の仕事は身近で命とつながっていると思います。

小豆広域事務組合で設計されると思いますが、平成18年に改正された労働安全衛生法でも、事業者には快適な職場環境の形成や水準の向上が規定されていると思います。小豆島町としても、労働者の環境をどう考えておられるのか、一般の人が寝ているときに働く事態もあります。町の考えと決意をお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 消防庁舎とそこで働く消防職員についてのご質問でしたけれども、消防庁舎につきましては南海トラフを震源とする地震が危惧される中、防災拠点としての耐震性の確保、消防無線のデジタル化への対応が必要なため、平成28年度からの新庁舎で業務ができるよう小豆広域行政事務組合で準備を

進めております。新消防庁舎が消防、防災、救急等に対し十分な機能を持ち、消防職員にとって働きやすい施設となるよう、設計がなされることは当然のことです。その中には、24時間体制の職場であることも考慮しなければいけませんし、職員の安全衛生面につきましても配慮すべきであると考えております。広域行政事務組合での業務ではありますが、小豆島町として必要な意見はこれからも述べていきたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 続けて2番目に、新内海ダムの完成と冊子の作成について質問いたします。

4月に新内海ダム竣工式が行われました。ダムの完成を心から喜んでいますが、梅雨に入ってもほとんど雨が降らず、水は不足しております。田んぼや畑を守るための苦労を初め、醤油、つくだ煮など水産業でもあり大変ですが、節水の呼びかけは当然だと思います。治水も利水もダムは必要ないと言われる方もおられますが、地球の水資源は本当に限られています。

「水をめぐる人と自然・地球の水危機」などの本によると、水の惑星といわれる地球ですが、97.5%は海水であり、淡水は2.5%しかありません。これを100として、地球で人間がアクセスできる水は川や沼などわずか0.01%しかないこと、母なる川と呼ばれる有名な黄河では洪水が繰り返され、1938年の大洪水では堤防の決壊が起こり、1,250万人が被災し、死者89万人に及んだそうです。物すごい水量で知られる黄河なのですが、海まで水が届かない断流という信じられない減少も起こっています。地球には国を越えて流れている川、県を越えて流れている川もあります。島の水は私たちの問題であり、水問題は人間の命にかかわり大切でございます。

瀬戸内海の生まれた時期に小豆島が生まれましたが、ここに山陽新聞があるんですけどこれは9,700年前の貝塚、犬島をあらわしたものですけど、この瀬戸内海には活断層がないこと、御影石が多くあり、風化すると真砂土質の山になるので崩れやすいことや破碎帯や弱層が何かも知りました。

菅元町議が約10年前、寒霞渓でボランティアしているとき、愛媛の石手ダムの方が流れる水をためてもらいなさいと言われたそうです。急峻な山を持つ私たち

にとって、大切な言葉だと思えます。

小さな経験ですが、49、51災害合わせて68名の犠牲者のうち、49災害では橋の親戚のおじいさん、おばあさんが亡くなり、私の自宅の50メートル先で近所のおばさんが亡くなり、51災害では妹の嫁ぎ先、竹生赤坂で9人家族のうち、ひいじいさんとじいさん、ばあさんの3人が亡くなりました。ご主人の妹さんは避難した家でミシンが背中に当たり半身不随になり、ひいじいさんは、わしはここで死ぬといって布団の中で亡くなり自衛隊に発見されました。山津波で胸まで土砂に埋まり、暗闇の中、近所の方に救出され、子供とともに一夜を外で明かしたそうでございます。また、谷尻地区では地区ごとの地すべりで、24人が亡くなりましたが、叔母のお母さんが犠牲となり、私は遺体が並んでいるお寺で一夜を過ごしました。小豆島はどこもずたずたで筆舌に尽くしがたく、その後の湧水で5時間給水もあり大変でした。運搬費を含め、トータルで約5億4千万円もかけて水を買ったことも忘れません。ダムが必要な地域であることは間違いないと思えます。

前川知事の時代、小豆島の山に約1,000個の砂防ダムがつくられました。戦争にも匹敵する経験であり、風化させてはならないと心底思っています。悲願達成の象徴が新内海ダムだと思います。山津波で人の命が奪われないことを祈ったり、台風は避けてほしいのですが、湧水どきは雨が必要です。低気圧の雨でダムが満水になることを祈るばかりです。吉田ダムができたから必要ないという方もいますが、治水、利水を考えてないと思えます。町には多くの任務があり忙しい中ですが、災害や湧水を経験した一般の方が元気なときに執筆していただく冊子作成取り組みの経過をお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご質問の災害体験談の記録集につきましては、旧内海町作成の「昭和49年災害の記録」、「昭和51年1,400ミリの爪跡」、旧池田町作成の「昭和51年災害と復旧の記録」、以上3冊の復刻を考えておりますが、それに加えまして新たな体験談を追加し作成することとしております。おおむね300ページのソフトカバー製本を想定し、全世帯への配布を考えております。

編集方針、進捗状況等につきまして、担当部長から説明をさせます。



議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 災害体験談の記録集につきましては、町長が説明いたしましたとおり、合併前に作成された記録誌3冊の掲載内容を復刻するとともに、新たな災害体験談を掲載する予定でございます。

現在考えておりますのは、災害経験者にお集まりをいただき、座談会形式で当時のエピソードをご披露いただき、記録として掲載いたしますほか、別に何人かの皆様に当時の体験をご執筆いただきたいと思いますと考えております。

執筆者には、住民としての視点、それから消防などの救助、救命機関としての視点、それから行政などの災害が起こったときの支援、災害復旧機関としての視点など、いろいろな視点からの執筆をお願いしたいというふうに考えております。災害の悲惨さのみならず、災害に挑む町、被災から復旧まで立ち直っていく町の姿を記録として残したいと考えております。進捗に関しましては、今からということになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） できたら、僕も声をかけようと思ってるんですけど、実数なんかはどう考えておるか。

それから、僕も木庄で物すごい災害があったんですけど、業者の方は物すごい写真とか撮っとんですね。それが残ってます。そういうことも参考にしたら、今までは、たぶん表に出てない部分もあると思いますんで、それをどういうふうに思っておられるか、実数と実際の写真を業者が持っているから。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） ご質問の実数ですけれども、やはり全体の枠というのもございますので、400字詰め原稿用紙3枚から4枚というぐらいのものになるのではないかなというふうに考えております。

それから、写真につきましてはご指摘のとおり、当時災害復旧に当たられた業

者の方がお持ちの部分もたくさんあると思います。そういうものにつきましても、調査をしてお借りをするなど対応していきたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 次に、3つ目でございます。

小豆島の取り組むべき重い課題と住民参加についてでございます。

今、私たちは年に1度、全国の先進的な取り組みや先進議会を視察していますが、交流も含め無駄はないと思っています。しかし、どこを訪ねても、約20年かかって一定のレベルまで達した地域だと思っています。何事も一朝一夕で物事はできません。

小豆島にとって何が必要なのか、何を選択すべきなのか、自分には責任がないのか、どんな責任があるのかと思います。誰それが悪い、私の言ってることは正しいというのはたやすいことだと思っています。国、県、町行政がその方向を向いてない実態や、多数の方の意見や町の財政問題も大切だと思っています。行政は何をしようとしているのかが常に大切だと思っています。

5月の町広報で企画部大江部長は、小豆島には容易ならざる壁が多くあるとして、具体的に航路振興、オリーブ産業、発酵食品、農業振興、有害鳥獣対策、観光振興、商店の検討、棚田の保全、人材確保を上げています。こうした重い課題は、非常に大切であり、住民を初め企業経営の方への浸透はどうか、物事は机の上の計画が多く、先送りで済ますのが世の常だと思っています。前述した重い課題は小さな自治会にも出かけ、住民に集まってもらい、実態と認識の乖離を埋めるため本腰でリードし、絶大な協力を求めなくてはならないと思います。それだけ深刻な容易ならざる壁があるのが実情だと思います。物事には時間が必要です。先送りせず、大きな課題に取り組む町の真剣な考え方をお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご質問のご趣旨は全くそのとおりで、もう全面的に賛成であります。小豆島町あるいは小豆島が抱えてる課題というのは、とてもとても深刻であると思います。時間の猶予もないということでありまして、私は全力投

球いたしますが、ぜひ住民の皆さんとともに同じ思いでその課題に取り組まなければいけないと思っております。

私は40年ぶりにふるさとに戻ってきましたが、40年間東京での中央省庁での経験から、全国各地を見ましたし、あるいは世界各国にも出張で行かせていただきましたが、その結論は小豆島ほどすばらしいところはないということでございます。それは自然だけでなく、文化、伝統、地場産業、人間の絆、どこを見ても世界一だと思いますが、そういう世界一のところが人口がもう減っていったらどうしようもない、これはなぜかということについていつも考えておりました、これから日本全国もうほとんどの自治体が人口減少というのは、東京も含めて人口減少時代に入るわけですけれども、多分そういう時代に小豆島町、小豆島が人口減少時代のモデルをつくらなければいけないと常々思っております。

具体例を1つだけ申し上げますと、今、毎年人口が小豆島町は250人ぐらい減っています。私が町長になりまして、4年目になるんですが、この3年間のデータを見ますと、毎年250人ずつぐらい減るということにはかつてないですね。そういう意味で、施策の効果が出るには5年とか10年とか相当かかるだろうということも実感しております。

そういう中で、新聞で報道されましたが、24年度、1年度だけで島外から120人の方が小豆島町に移住されてます。それも半数は20代、30代のいろんな腕に自信のある方、アーティストであったり、調理人であったり、料理人とかオリーブの栽培とかを取り組むとか、非常に意欲的な方々が小豆島町に来ていただいております、これは外の方々が小豆島の可能性を認めてくれるということで、大変将来の明るい話題だと思いますが、人口減少を止めるには移住者の方も大事ですが、ふるさとで生まれ育った人が、一度は都会に出ていいと思いますが、私は小豆島に帰ってくるのに40年かかりましたが、それぞれの人生の節目節目で島に戻ってきて、島の活性化に貢献するというのが不可欠だと思っております、今度、離島振興法の離島に小豆島がなりますけれども、今まではフェリーボートの本数が多いというようなことで小豆島のような人口規模のあるところは離島ではないという考え方だったのが、今回10年間の人口減少率が10%以上を越えた島は離島にしよう、小豆島を離島にするために考えてくれた物差しだと思いますが、まず今年度中に離島に指定されると思います。そうしますと、離島振興法の私たちの目標は10年間で10%人口が減ったことが離島になった理由だとすれば、向こう10年

間で人口減少率を最低でも10%以内にすると言うのがとりあえずの目標になるだろうと思います。10%減り続けても大変しんどい話ですけど、まずそのぐらいの人口減少、今は15%以上ですから、人口減少率が10%ぐらいのなだらかな坂になれば人口減少時代の、先ほどから質問ある福祉の仕組みとか医療の仕組みとかいろんな仕組みをつくっていけるとと思います。10%ぐらいにおさめるために、じゃあここで生まれ育った子供たちがどのぐらい島に戻ってきたらいいかというのを一度積算したんですが、半分ですね。半数ぐらいの子供が小豆島に帰ってくる、それは20代で帰ってきてもいいし、私のように50代後半で帰ってきてもいいんだと思いますが、そのぐらいのイメージなんです。例えば大学に行って、じゃあ20代、30代で島に帰ってこようと思ったとき、やっぱり大学で勉強したり、都会で活躍した経験とか知識を生かそうと思ったら、それにふさわしい職場がなければやっぱり自分の能力を生かすには都会でしかないということになってしまうので、人口問題を解決しようと思ったら、やっぱり魅力ある職場をどうつくるかということに尽きると思います。だから、例えば今病院を新しくしてレベルアップしようしているのもその一つですし、福祉分野のいろんな仕組みをつくるのもその一つだし、福祉の担い手も介護福祉とか社会福祉とか保健師とか管理栄養士とか、専門的な知識が求められる職種になってますので、医療や福祉を充実するというのそういう意味もあるということです。

それから、行政は私はとてもとても厳しい町長ですけども、それは行政のレベルアップをすることが若者あるいは大学で学んだ知識を生かせる職場を小豆島につくるという意味を込めてやって、ちょっと答弁が長くなって恐縮ですけども、普通僕も迷ったんですけど、東京でやっていた仕事の水準を変えて仕事をしてもいいと思ったのですが、それはやめました。もう東京と同じ調子でやっていますので、とてもとても厳しい町長ですけども、それはいろんな分野のレベルアップをすることが小豆島の人口減少というか、本質な問題を解決するのに絶対不可欠だと考えているからであります。いろんなことをしようと思ってます。ご指摘のように、自分の思いが空回り、僕はブログを書いているのでブログには私の気持ちは全て書いてるつもりですけども、公民館にも置いておりますし、ぜひ読んでいただきたいんですが、私の生の声を直接聞きたいというんであれば呼んでいただければ幾らでも参りますし、自分からも出向いて参りたいと、長くなりましたが、担当部長から直接補足説明をお願いします。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 町長が申し上げましたとおり、小豆島の最大の課題と申しますのは急速な人口の減少でありまして、いかにして移住者ですとかUターンの方を増やして定住人口を増やしていくかということが根本的な課題ではないかと思っております。こうしたことは過去数十年、島の課題ということで言われ続けてまいりましたけれども、残念ながら今日まで目立った成果が得られていないところでございます。島の生活、産業、これら全てに関係する航路の負担軽減といった問題も同様でございます。

こうしたことから、広報の誌面で私は容易ならざる壁といった言葉を使わせていただきました。この壁をクリアするための今年度の産業づくり本部の取り組みとして、具体的な項目も上げさせていただいたところでございます。当然ながら、森議員ご指摘のとおりでございまして、住民や企業経営者の皆様方への浸透、認識の共有と、こういったことは大変重要なことでございまして、幅広いご協力をいただかなくては物事を前に進めることはできませんし、当然ながら目標を達成することもできないということでございます。

このため、自治連絡協議会の場合を初め、町長のブログや広報紙、マスコミの活用などによって、常に情報発信に努めているところでございまして、各種団体などにお招きいただいた場でもご説明申し上げまして、ご協力をお願いしているところでございます。まだまだ十分とは言えないかもしれませんが、情報発信は確実に増えつつございまして、行政が何を考え、町長が何を考え何をやるうとしているのかは次第に浸透しつつあるのではないかとと思っておりますし、協働のまちづくり事業などにおいては住民の皆様方の主体的な地域おこしの機運が盛り上がりつつございますので、こういった面から見ましても、住民の皆様方の中にも何とかしなければという意識は共有されているように思います。

過去におきましては、確かにご指摘のとおり、机の上の計画が多く、先送りで済ますと、こういった傾向があったかもしれませんが、町長以下、課題の大小問わず先送りしないという姿勢で取り組んでまいりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） ブログも読んでますけど、正直過ぎるくらい本音を書いていると思っています。

僕たちはユートピアをもちろん望んどんですけど、もう非常に全体的でございまして、そのことについては小豆島町だけこうするとかというふうな非常に難しいから、それは一緒にやりたいというふうに思ってます。

次に、4番目でございます。

地方公務員の給与引き下げは憲法違反、一昨年、3月11日の地震と津波、原発の大被害が出てまだ解決しておりません。その責任の一部を公務員に押しつけていると思います。さらに、地方公務員の賃下げ前提の交付税削減は地方六団体からも行政改革の努力を評価しないだけでなく、議会や住民の意思に基づいて地方が自主的に決定すべき問題であり、国が強制することは断じてすべきでないとしていました。法治国家はどこに行ったのでしょうか。香川県でも、地方分権の流れに反するものとして8市9町のうち、6市8町が反対で賛成はゼロでございました。小豆島町は、地方の給与が高いとは考えがたいとしています。地方分権といわれる時代に、この中央集権的な強行は知事や市長、町長の責任や権限を無視した許しがたいものだと思っています。労使自治の国家介入であり、とても納得できません。町長の考えをお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 国と地方公共団体の関係をどう考えるかなんですけれども、実態的には、国から交付税という財政的な支援があることによって自治体が成り立っている以上、例えば総務省から全国の自治体間の公平を期する観点からいろんな対応についての指示であるとか要請があれば、原則論としてそれに従うべきであると思います。しかしながら、今回の職員給与引き下げについては、私自身、職員の給与というものは基本的に地方自治体が決めるべきものであると思っておりますし、小豆島町の給与の実態が国家公務員に比べて高いと思っております。それから、先ほどの質問にありましたように、今小豆島町のスタッフには公務であると否にかかわらず、いろんな仕事をしてもらっておりますの

で、モチベーションにかかわるような給与引き下げは全く考えておりません。

またもう一つ、地域の経済を支える意味でも、職員の給与水準というのはとてもとても大事な話なんでありまして、今回の職員給与の国の方針には私は賛同しておりません。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） この小豆島町のラスパイレス、92.5ということで、土庄はちょっと低いんですけど、それよりも何よりもきょう実は四国新聞に浜田知事が慎重姿勢から削減に踏み切るようなことも出ておりました。やむを得ないことというのはいっぱいあると僕も思うんです。しかし、自分とこの賃金、公務員は自分たちで決めるという、これを国がこうせえというのは私は納得できませんので、その意見だけを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（秋長正幸君） 15番浜口勇議員。

15番（浜口 勇君） 私は、公共施設の照明をLED照明へ今後、移すべきではないかなということでご質問をいたします。

2年前の3月11日に起きました大地震と大津波によりまして、東京電力の福島県内にあります原子力発電所が破壊され、日本中に点在する原子力発電の運転が非常に困難になっております。幸いなことに停電もなく、今日まで経過しております。

そして最近、消費電力の少ないLED照明が技術の進歩で注目をされてきました。そこで、従来の照明は蛍光灯、電球、水銀灯であります。ナトリウム灯もあります。が、今まさにLED照明へと移ってきております。この特徴は、消費電力が約2分の1から8分の1とカットされ、CO<sub>2</sub>も同様に削減されます。従来の照明器具と比べて、5倍以上の長もちの時間が点灯するので、ランプ交換は10年以上になります。特に、体育館等の高い天井は費用と手間が大幅に省けます。点

灯しているときの熱の発熱が少なく、紫外線が少ないので虫を寄せつけにくいと。そしてまた、被照射物を痛めず、有毒な水銀を使ってなく、地球環境に優しい製品と言われております。ちらつきが少なく、電力コストを大幅に削減するLED照明を町内の公共施設に導入してはどうかと思います、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） LED照明は長寿命、低電力消費であり、電力コスト、環境負荷に対して有用であると理解しております。したがって、公共施設にLED照明を導入するという方向性自身はそのとおりで結構かと思っております。

しかしながら一方で、急速な技術開発により、導入コストはやや低廉になったものの、一般の蛍光灯などに比べ依然として高価であり、公共施設への導入に当たっては投資効果についての検討が必要であると考えております。

詳細は担当部長が説明をいたします。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） LED照明に対する本町、小豆島町の認識は先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

LED照明の特徴であります長寿命、低電力消費は従来器具にLEDを装着したのみではこれが十分に発揮されないというところがございます。そのため、専用器具への交換が必要であるというふうに認識をいたしております。ですので、先ほど町長が申し上げましたとおり、方向性としましてはLED化というのは将来的にはございますけれども、現在の初期投資、もとを変えなくてはいけないという部分からいたしますと、やはり新しく建てる建物でありますとか、大規模に改修する場合、こういう場合にそういうふうなLED化をするということが一番効果的であろうというふうに考えております。

そのためには、やはりどこの施設をそういうふうなLED化をしていくかという整備計画、この策定が必要になってこようかというふうに考えております。と



ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 浜口議員。

15番（浜口 勇君） 従来の器具を新たに変えないかんという分もありますけれど、器具を変えずに球だけを変えるという、そういうことも最近できるようになっておるようであります。

そして、お聞きしたいのは新たにできます新病院ですけど、これの照明はそっちの方向へ向いておりますか。どうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） ただいま町長等が答弁申し上げましたように、LEDにつきましては長寿命、低電力消費であるということですが、そのほかLEDの特徴といたしまして、目に対する照明に非常に適していると。蛍光灯は全方位といいですか、全て周りを照らすというような特徴があるかと思います。このため、廊下などのダウンライトなどにつきましては、スポットでの照明には非常にLEDの有効性といいですか、有意性は高いと思いますが、例えば病院の診察室など自然色に近い照明を必要とする箇所での使用にはいま一度検討を要するのかなと思います。

新病院のほうでも医療組合のほうからお聞きしてますのは、LEDも当然取り入れていくと。ただ、先ほど申し上げましたように、場所によって、それから目的によって全てがLEDにするというのではなく、また全てを蛍光灯にするというのでもなく、場所や機能によって専門家と相談しながら決めていくということと考えているということで、今から検討がなされるというように聞いておりますので、ご答弁申し上げます。

議長（秋長正幸君） 浜口議員。

15番（浜口 勇君） もう一つお聞きしときますが、公共施設、いわゆる役場、これもそうですけど、それから学校関係の体育館とか、要するに天井の高い

体育館、それからオリーブ公園とかふるさと村などのこういうところの町内の公共施設と呼ばれるところの年間の電気代なんかは計算したことありますか。なかったら、ひとつ一遍どれくらい中国電力さんへ払いよんか計算してみてはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 浜口議員さんご指摘の電気料金、これにつきましてはデータとしては町の方では持っております。ちょっと今手元にはございませんけれども、お見せすることはできようかと思えます。

それで、それらについても十分考慮しながら進めていきたいと、整備計画の方を考えていきたいなというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

4番（柴田初子君） 学校給食のアレルギー対策についてお聞きいたします。

昨年12月に東京都調布市の小学校で、乳製品に食物アレルギーのある女子生徒が給食に出されたチーズ入りのチヂミを食べて食物アレルギーに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを発症した疑いで死亡するという事故がありました。女子児童はチーズを除去した除去食のチヂミを食べた後、おかわりを催促して、その際に誤ってチーズ入りのチヂミを食べたことが原因と見られています。

この小学校では、食物アレルギーを持つ子に対してずさんな給食対応をしていたわけではなく、一定の基準のもとにアレルギー対応給食を支給しており、おか

わりが要求されたときも事故のないように手順が用意されていたようでありませす。しかし、今回は担任教諭を油断させる落とし穴があり、そこにまさにはまって手順外のやり方でおかわりを給仕してしまい、悲劇につながったようでありませす。

血圧低下、意識障害などのアナフィラキシーショックと思われる症状に陥った女子児童を前に、本来であればそのときのために児童が携帯していた症状を緩和できるアドレナリン自己注射薬のエピペンを児童にかわって教師が打つべきところを、教師はそれをためらい、後に駆けつけた校長がそれを打つまでに10分ほどのタイムラグがあったようでありませす。

血圧が下がり、意識障害などが見られるアナフィラキシーショックに陥った患者の救命率は、アドレナリンを30分以内に投与できるか否か、言い換えればエピペンを30分以内に打てるか否かで大きく変わると言われています。たとえショック状態でない子にエピペンを打ったとしても、副作用は頭痛や嘔吐などの軽症で一過性で済むと言われており、教師はためらわずエピペンを打つべきでありませす。

財団法人日本学校保健会が発行している「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」という小冊子があります。このガイドラインは、日本全国の小・中学校、高等学校、幼稚園にも配布され、このガイドラインに基づいて教職員によりアレルギー疾患を持つ子供たちへの対応がなされていると聞いておりませす。

このガイドラインの中では、エピペンの使用について以下のように記述されております。アナフィラキシーショックの進行は一般的に急速であり、エピペンが手元にありながら症状によっては児童・生徒が自己注射できない場合も考えられます。エピペンの注射には、法的には医行為に当たり、医師でない者が、本人と家族を除きますが、医行為を反復継続する意思を持って行えば医師法第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペンをみずから注射できない状況にある児童・生徒にかわって注射することは反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にはならないと考えられます。

また、医師法以外の刑事、民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定により、その責任

が問われないものと考えられますとあります。いざというときには、現場の教職員がエピペンを打つことを促しております。

小豆島町の小学校、中学校において、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対する給食の実施については十分な配慮がされていると思いますが、現状と今後の取り組みについてのお考えをお聞きいたします。

また、学校においてアナフィラキシーショック等の重大事案が発生したときの教職員の対応力向上について、一段の対策を講じるべきだと考えますが、これも教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 学校給食センターでの食育の一環として、子供たち自身が食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培うとともに、望ましい食習慣を養うことを目的にアレルギー対応給食を実施しております。これは、将来において子供たちが自分で判断できる力を養うとともに、個々の成長にあわせて食物アレルギーを少しでも克服できるよう、保護者と給食センター栄養士が相談しながら実践しています。

アレルギー対応策としては毎年、年度の初めに保護者からアレルギーに関する調査票、アレルギー対応依頼書、食物アレルギーに関する主治医意見書を提出してもらい、幼稚園については主治医の意見書で、小・中学校については学校生活管理表、アレルギー疾患用の表をもとにしまして、医師からの指示を受けて適切に行っております。

保護者との確認方法としては、毎月20日ごろに栄養士がアレルギー専用の献立表を作成して保護者に送付して、月末に栄養士との面談を実施しております。この面談の場で、代替食または除去食などの対応方法について、翌月の計画表を作成し、学校に文書で通知しています。

現在、学校給食センターでアレルギー対応給食を実施している園児、児童・生徒数は内海が16名、池田が8名で合計24名となっております。内訳は幼稚園児4名、小学生が16名、中学生が4名で、アレルギー製品はさまざまですが、対応方法が延べ人数で除去食及び代替食対応が18名、牛乳なしが7名、パンなしが3名となっております。また、最近になって発症した児童1名については、保護者と

協議の上、当分の間は弁当対応としています。

ご質問にありましたエピペンの使用方法については、各学校の給食担当の先生や養護教諭に担当者会の資料で周知しています。特に、エピペンを所持している生徒1名につきましては、学校で対応マニュアルを作成し、適切かつ迅速に対応できるよう徹底しております。

具体的には、発見者が近くの教職員に連絡し、連絡を受けた教職員は養護教諭のほか関係する教職員に連絡をします。養護教諭は症状を確認し、エピペンの注射等の救急処置を行い、教務主任が救急車の要請、担任が主治医への連絡、管理職は全体の状況把握を適切に行うような体制を確立しております。

アレルギー対応給食は、一人一人の症状や対応が異なり、これで十分ということはありませんので、今後とも積極的な情報収集を行い、保護者との連絡を密にし、適切な対応に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 柴田議員。

4番（柴田初子君） この事故を受けて、教育の現場では本当に不安を抱えているのではないかと思うんですけれども、この教職員に対しての研修会等を行っているのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 教職員一人一人ということについての研修会はありません。まずは、昨年度、校長、管理職を集めて内海病院の小児科の山本先生から説明を受けまして、それぞれ各学校でこういう指導体制を作ってくださいという事で話をしております。あと、養護教諭等についてはさっき話したような文章で周知しているのが今の実態です。

議長（秋長正幸君） 柴田議員。

4番（柴田初子君） やっぱり、いろんなことを知ってるのと知らないという

のは全然違うと思いますので、やっぱり先生方も個々に研修等を実施していただきたいと思います。やっぱり、担任教師であるとかというふうにかかわってる人はすごく不安があると思うんです。もし事故があった場合の処置で、やっぱり責任感、責任があるんじゃないかとか、そういう不安もあると思いますので、ぜひ個々の先生方にも研修を行っていただきたいと思います。

それと、今調理員の方が内海調理で11人ですか、池田で5名の方がおいでます。それで、今回統合に伴いまして、今回増築とかもあるように聞いておりますが、その統合に伴ったときに一つになったときの体制、調理員の人数の体制はどういうふうなことを考えてるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（坂東民哉君） 給食センターにつきましては、現在増築、改修工事に着手いたしております。来年の1月から内海給食センターのほうで全体の給食をつくるような予定であります。職員のほうについては、当初立ち上げについては現在の職員を合わせた形で食事をつくってまいります。それ以降については、職員の配置について定年とか途中でやめる方もおいでると思いますので、そのあたりで全体の職員数を調整してまいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 柴田議員。

4番（柴田初子君） 調理員の方も本当に心を込めて除去食とかそういうのに取り組んでいるように聞いております。その分の連携というと、調理員の方がつくっております、それを配膳しますけれども、そこからは先生方の手に渡りますので、その調理員をしてる方と先生方との連携みたいなものとか、そういうようなものも強化していただきたいと思います。

それと、今回国のほうですけれども、5月17日にアレルギー疾患対策基本法案というのを提出をしてるようです。この国会で何か決まればというふうに聞いておりますが、その中の一つに食物アレルギーを防ぐため、学校の教職員らに研修機会を確保するという一つの項目も盛り込まれておりますので、ぜひ教職員の方々の意識の向上といいますか、無事故につながるという事をしっかりとお願い

していきたいと思えますけれども、こういうふうになると、これ決まりますと、学校のほうにおりてくると思うんですけれども、それに基づいて研修会とかはしやすくなるんじゃないかと思えますが。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） そういう今の法案が決まりましたら、恐らく来年度からそういう研修の機会は必ずあります。そして、その前に今言われたように緊急に再度もう一度町、独自としてそういう会ができるかできないか検討して、できる方向で進めていきたいと思えます。

（４番柴田初子君「終わります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） まず、第1点目ですが、小豆郡内に養護学校の分校を求めることについて伺います。

障害のある子供を持つ家族の長年からの切実な願いである小豆郡内に養護学校の分校を設置してほしいとの声がありました。現在もその思いは持ち続けています。その思いや声を反映して、6年前から県の総合小豆事務所内に養護学校の分室が設置されています。家族にとってはこの分室ができたことにより、先生の訪問による教育や指導、相談が行われ、心強く感謝してるとのことのようです。

しかし一方では、離島であるがため、長年にわたり高速船等での通学や寄宿舎生活の子供は週末、週明けの送迎は親子、家族の多大な負担ははかり知れません。障害児、家族にとって、安心してよりよい子育てができる環境整備が求められます。ちなみに、現在は小豆郡内、この養護学校に通ったりとか寄宿舎で学び生活している児童・生徒数というのは、高松、香川中部養護学校で31人いるそうです。その子供たちの願いに応えていくべきだと考えます。

小豆島町では、第2期障害者計画及び第3期障害者福祉計画が出されています

が、その中に記載している基本理念にノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方に加えソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、障害の有無にかかわらず、ともに当たり前に生活できる共生社会を目指すインクルーシブな社会をつくとあります。ならば、障害者、障害児自身が属する地域社会の可能な限り近くにおいて、利用可能なものとするのが求められます。それは、小豆郡においては養護学校の分校を設置することです。親御さんの切なる願いに応えるべきだと思いますが、いかがですか。

また、障害者の方からグループホームの整備を求める声がありました。小豆島町内で公共の空き施設を活用してはと、その検討がされていると聞き及んでいますが、どのような進捗状況なのか伺いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 小豆郡内での特別支援教育については、従来から小豆郡内に養護学校の分校または分室を設置してほしいとの声がありました。

現在、小豆郡内から養護学校に在籍する児童・生徒数は、ご質問にありましたように平成24年度で31人、ことしの25年度も31人となっております。小豆郡内の各学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は25年度で57人であり、この中にも養護学校相当の児童・生徒がいますので、分校を設置した場合に該当する児童・生徒数は40人になります。

しかし、全員が分校を希望するわけではなく、これまでどおり高松養護学校や香川中部養護学校を希望する保護者や、地元の学校の特別支援学級を希望する保護者もいると思われます。

当然ながら、在籍する児童・生徒数が少ないと、十分な職員配置が困難であり、高松養護学校や香川中部養護学校と同じ教育水準を維持することは難しく、分校が養護学校と特別支援学級の間の中途半端な位置づけになることから、分校の設置が見送られてきた側面もあるのではないかと思います。

このような状況で、少しでも保護者の負担を軽減するため、平成20年4月に高松養護学校の分室を設置し、小豆郡内での訪問教育及び教育相談を行ってきております。また、保護者負担のうち通学費については、養護学校からの補助だけでは自己負担が生じることから、平成24年度から町費で不足分を補助することにし



ております。

しかし、養護学校と特別支援学級に在籍する児童・生徒数の過去5年間の推移を見ますと、年度による増減はございますが、緩やかに増加しておりますし、特別支援教育の充実の面からも小豆郡内に分校があることが望ましいことは当然でございます。

分校の設置については、保護者だけでなく教育現場の先生方からも要望があることは承知しておりますので、今後も香川県教育委員会と協議しながら、分校の設置を含めた特別支援教育の推進に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

グループホームの整備に関しましては、担当課長に説明させます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） グループホームの進捗状況についてのご質問ですが、現在進めておりますのは知的障害者の方が生活するグループホームで、旧二生幼稚園舎を改修して活用しようとするものです。

進捗状況につきましては、これまで地元でグループホームの整備についてご説明申し上げ、ご理解をお願いをしてまいりました。これから、実施設計を行い、建築確認を経て、11月に改修工事に着手したいと考えています。なお、実施設計につきましては今議会において補正予算を計上させていただいているところで

す。

施設の内容としましては、厨房や食堂、事務室や風呂などを備え、5人程度が個室を持ち、世話人などの援助のもと、共同生活ができるようにと考えています。小豆島では、こうした施設がなく、全国的にもかなり遅れてる状況にあります。障害者の方が抱える問題を少しでも解消できるよう、グループホームが増えていくことが必要であると思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 教育長のほうの答弁では、緩やかに増加傾向にもあると。具体的な協議、これは今までにどのような形、どのような内容で協議されて

きたのか、養護学校の設置について、具体的な協議が進んできた経緯があるのか。これから協議する方向も述べられましたが、今後の方向性、見通しがどうなのか伺いたいというふうに思います。

それと、町長にもお伺いしたいんですが、町長は障害者施策については10年遅れているというふうなことを言われたことがあります。そういう中で、今回の養護学校の分校設置については、広域の問題も含まれますので、あるいは予算の面も含まれます。公共の施設の活用も含めて、今後の方向性を基本的にどのように考えておられるのか、その点について町長に伺いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 養護学校の分校については、私は村上議員と同じで賛成です。行政、教育委員会の話かもしれませんが、教育委員会は方向性を出して関係者の意見がまとまるように努力する義務が教育委員会にはあると思います。現に、私先般、細松教育長にお会いしたとき、ぜひ分校をつくってほしいということは申し上げました。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今先ほど、今までの協議と言われましたけど、私も十分把握したわけではありませんけども、先ほど町長が先般細松教育長とお会いした時に、そのお話を私も同席いたしまして、お聞きしました。3年前にある程度分校の設置という話し合いが、分校の話が出たそうです。その中で、保護者の意見がまとまらなかったということで、分校の話は断ち切れたという事になっております。

今後の協議については、先ほど言いましたように、先般の細松教育長との話のときに同席させていただいて、こういう状態ですからとお話ししたら、県のほうも大きな問題はないと、ある保護者の皆さんの意見が一致するならば、分校のほうも設置を考えるという回答をいただいております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 町長の基本的な考え方については、賛成するというふうなことでしたので、これはあくまでも広域によって全体の流れをつくりながら協議をしていただき、保護者、関係者との話もこれからぜひまとめてほしいというふうに思っております。

新しく分校を建てるという考え方も一つありますが、やはり公共の施設の活用も一つの選択肢としてあると思いますので、それも含めて障害を持つご本人なんかも今1人の方が中部のほうへ通学してるというふうなことも聞いておりますが、本当に大変だなというふうに思ってますけども、本人の意思で通学されてるというふうなことのようですので、ぜひその方向で話を前へ進めていただきたい。特に、私は保護者の方からも今までの経験の中で、小学校での特別支援学級の中で、あるいは中学校の中でも教育を全体の中で受けさせてもらったのはすごく子供にとって教育環境としてもよかったという話も聞いております。ただ、その子その子の障害の程度なり内容が違いますので、トータルとしてやっぱりこの分校の設置の中で教育を十分に子供たちに平等に提供するという教育の義務の観点から、ぜひ今後その方向で協議を深めて、ぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますので、その点について再度教育長。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、村上議員さんが言われたように、親が選択できるということは大事だと思います。うちの子供だとこっちのほうがいいと、うちの子供はこっちのほうがいいと、そういう選択ができるように頑張っていきます。ですから、教育委員会といたしましても、県の教育委員会のほうに少しでも働きかけて頑張っていくつもりでございます。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） ぜひ、実現の方向でいろんなことを進めていただきたいというふうに再度お願いしておきます。

2つ目です。

安全でおいしい水を供給するための対策をとということで質問します。

小豆島町内では、町民に上水を供給する池田と内海にそれぞれのダムと浄水場がありますが、池田地域は土庄町との広域組合で運営してる中山の殿川ダムを原水とし、中山浄水場を設置しています。

しかし、ここ二、三年前にダムにアオコが発生し、カビ臭い水が給水され、住民の苦情がありました。また、給温器から不純物やカビ臭いにおいのお湯が出るなどしています。高い水道料金でおいしくない水では払えないとの声も聞きます。今年度、中山上水処理場の更新費用が計上されていますが、抜本的な浄水処理等の対策をきちんと行い、安定的で安全なおいしい水を供給する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 水道事業の使命は、安全で安心できる水の供給であることは言うまでもありません。昨年発生した水道水のカビ臭については、平成24年度に実施した調査結果に基づき、可能な対策を講じることとしております。可能な対策としては、ダム湖底の浚渫、あるいは曝気装置を設置するというようなことが考えられますけれども、ダム湖底の浚渫となりますと、関係者の合意が絶対不可欠になりますし、曝気装置については技術的な効果について必ずしも十分なデータがまだないということも聞いております。いずれにしても、専門家あるいは地元の皆さんの意見をよく聞いて、どういう対策をとるかを検討したいと思えます。

新中山浄水場の浄水処理施設についても、必要な対策を検討しております。詳細は担当課長が説明いたします。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 昨年9月に発生しました水道水のカビ臭につきましては、殿川ダムに大量発生した植物性プランクトンが作り出すジェオスミンという化学物質に起因しております。

まず、新中山浄水場の浄水施設において、活性炭の注入装置などを検討すると

ころではありますが、活性炭の注入のみではカビ臭の原因物質であるジェオスミンを完全に除去するという事は困難であると聞いております。最も効果的で現実的な方法としましては、水源水質の改善であり、平成24年度に殿川ダムの水質、ダム湖の底質、地質に関する調査が香川県により行われておりまして、この調査結果に基づきまして、本年度関係機関が協議して対策を行う予定としております。

例えば、先ほど町長が申しましたダム湖の底の浚渫、あるいはダム湖の水の循環と水中への酸素供給を行う曝気循環型装置の設置などが考えられますが、より効果的な手法を選択し、対策を講じてまいろうと思っております。

また、昨年9月のカビ臭発生以来、水質検査においてジェオスミン濃度の定期的な検査を実施するとともに、濃度の上昇が予見される場合は砂防ダムなどダム以外の取水を加えて、殿川ダムからの取水を抑えるような措置を講じることとしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 水源の水質改善がまず必要だという、重要な点だと思います。それにおいては、ダムの浚渫も難しいという点、さっき曝気循環型の設置、これについての内容についてちょっと伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 循環型の曝気装置につきましては、まずダム湖の水自体が流入がないために溶存酸素が非常に少なくなっている層があります。それが原因として、アオコが沈降したのが腐敗すると。腐敗したものがジェオスミンの発生原因になるというふう聞いております。

ですので、まず1つは、水を循環させてまぜるという方法、それとあと溶存酸素が非常に少ないということなので、溶存酸素を加えたような形でそれを注入してやるという方法の装置でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 今回は、中山の浄水場の更新がありますが、今年度で、今説明されたような設置を行っていくというふうに理解したらよろしいのでしょうか。それによって、アオコの解決、カビ臭いにおいとか等について、それによって水源の水質の改善はほぼ100%できるということになるのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 先ほど言いました原水の水質改善につきましては、ダムの水でございます。ということは、ダムは管理しておるのが県ということで、先ほど県のほうが24年度に調査しました。25年度につきましては、それを踏まえて対策を講じるように町と県が協議して、それに広域が加わって検討していく、対策を講じるというふうにしております。

先ほど議員がおっしゃられた、中山浄水場の更新計画でございますが、更新計画についてはあくまで浄水場ですので、浄水処理施設、これの更新でございます。ですので、今計画しておる更新計画の中に、先ほど言いました活性炭の注入装置、これを入れるような方法で検討しております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） それで、安定的な安全でおいしい水を供給できるというふうに考えておられるというふうに理解してよろしいでしょうか、その浄水場の設置内容については。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 今、考えられる最大の方法を考えて設置していくという方法を考えております。ですので、先ほど言いましたように、活性炭の注入装置だけでは完全にジェオスミン等を除去することはできません。ですので、水質改善を併用した形でやらなければならないというふうに考えております。

実証実験がケース・バイ・ケースで場所によって当然違うということで、今の

殿川ダムの中でそれが完全に効果があらわれる、完全に除去できるというふうなことはちょっと断定はできません。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 実は、安全できれいな水をつくるというオゾンの活用というのが既に国内でも各自治体で設置されております。それによって、欧州とかカナダ、アメリカなんかでも既に30年前ぐらいからこれは導入されてるというふうに聞いております。オゾンの活用というのは、もうすごい殺菌力があるというふうなことで、細菌とか雑菌、それとカビに対して即効性のある消毒剤ということで、塩素の50倍以上の殺菌力があるというふうなことです。いろいろなほかの地域もこれからの浄水の更新については、オゾンの活用できれいな水を住民に供給していくという流れを、やっぱりその方向にあると、それが増えてくるという見通しも業界の中でも言われているというふうに言われております。ですから、設備についてはいろいろ一応の総需要量の水によって設備の機械もそれに見合う機械の設備となりますし、当然金額もそれぞれ違います。ですから、東京なんかではもう既に東京の水ということで販売してるということもあるし、大阪のほうでももう設備に変えてオゾンの活用と、なお粉末、それと顆粒のどちらかの活性炭を併用して水の殺菌、それから臭い、浄化を図っていると。やはり、これからの流れとしてはその方向に私は持っていくべきだというふうに思うわけですが、これについての導入するしないは別としてもその方向性がまずこれからの時代必要だと思うので、同じ費用をかけるなら、その方向性を見出していくべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議員のおっしゃるオゾン処理という方法につきましては、高度処理方法です。高度処理方法ですので、例えば東京とか大阪とかで導入されているのは聞いております。例えば、悪臭についてはほとんど除去できるというふうなことも聞いております。ただ、その装置自体が非常に高額だということで、億単位の装置ということで、先ほど議員がおっしゃられたように、今の

中山浄水場でその億単位のものを、どうせ更新をやるからということなんです  
が、今の更新計画の事業費に加えてその億単位のものが加わってくるということ  
なので、非常にこれは検討しなければならないと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 今回の中山の浄水場の更新の費用については、全体の  
事業としては幾らの費用が見込まれておりますか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 現在の計画ですと、総事業費として9億1千万円弱  
です。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） それだけのお金でやるんだったら、それもひっくりめ  
た、新たに結局それをチェンジするわけですから、全く浄水のやり方も変えなが  
らオゾンの処理あるいはオゾンとプラス活性炭を併用した浄化をやるわけですか  
ら、その方向性もこの小豆島町内の、あるいは広域ですから、広域であっても池  
田の場合は池田の浄水場というのを設置するわけですから、それでそれだけの費  
用、9億1千万円ですから、9億1千万円プラスこの処理というのではないとい  
うふうに思うわけです。新たに計算し直して、オゾン処理をする、活性炭を併用  
してやるとなったら、新たな事業計画を見積もりを立てるというふうなことにな  
ると思うんです。そういう意味では、プラスアルファが費用がかかったとして  
も、計算をして方向性を検討する余地は私はあると思っておりますが、どうでしょう。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議員おっしゃるオゾン装置をつけて、今の9億1千  
万円が逆に安くなるということはありません。あり得ない話だと思っております。オゾン装置



自体は、今の処理方法に加えてオゾン装置をつけるとカビ臭等の殺菌ができる、殺菌というか除去ができるというふうになっておりますので、議員がおっしゃる安くなるという話ではないと思っております。ただ、検討する余地は当然あるのかと思っておりますので、今年、用地の関係で非常に難航しております。難航しております上に、ほかの代替地を確保するような形で中山浄水場の更新計画を見直さなければならぬと思っておりますので、当然その中にオゾン装置の設置ということも検討する、考慮に入れるような形にしたらいいかなと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 中山浄水場事業費が9億1千万円、それより安くする必要があると私は言ってません。それプラスアルファのアルファの部分か幾らになるのか含めて、住民に対してカビ臭いとか不純物があるとかというふうな状況がもう長年あるわけですから、決して水道料金が安いわけじゃないわけです。ですから、その内容も検討する必要があると。ずっとこれ塩素もやっぱり入れる必要があるわけですから、幾ら更新処理したから、新しくちゃんとしたからといっても、やはり粉末活性炭なり入れたからといっても、塩素は注入するわけですから、ですからそれはやっぱり環境的にもよくないわけです。よくないのを改善すべきだというふうなことを言ってるわけですから、私はこれより、9億1千万円より安くして設置とは言ってないです。それは、それプラスアルファ要るでしょうが、やっぱり検討、試算なり、住民にどれだけ長期にわたって、長い期間にわたってやるべきか、そこはやっぱりきちんと同じ費用を出すんだったら、後悔のないような形を私は行政はちゃんと努力すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 当然、私も先ほど言うておりますように、検討課題の一つとして考えたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 検討課題としてということでしたので、検討するテーブルにきちっと上げていただき、協議をして具体的な数値もぜひ明らかにしていただく中で、委員会のほうにもその情報をぜひ出していただきたいというふうに思います。

今回の分については、平成25年度以降の事業については、これはもう基本的には変えないという考えは根底にはあるんですか。このやり方を変えないという、検討する余地はあると言われたが、これから公金が投入されるわけですが、これは検討して変更の余地もあるんですか、ないんですか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 予算の関係がありますので、当然事業費としては増えるわけなんです。ですので、方向性を全部変えてまるっきりやり方を変えてしまうということは、今ここでそのことをお答えすることは難しいかと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 町長に伺います。

先ほど議論を担当課長としてきましたが、このオゾン活用という点について、これからの時代、欧州、ほかの世界では30年前から導入してるというふうなことですし、国内でも順次これが進められるということも聞いておりますが、この導入の方向性についての考え方、町長としてはどのように考えてるか、ちょっとお聞かせ願います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私は専門家じゃないんですけども、やりとりを聞いてて、基本はダム湖底の浚渫とか水源のほうの対策が講じることが可能であれば、

それにこしたことはないと思います。それとか、曝気循環型装置の設置が効果的であるというのであれば、浄水場の施設の対応は不要になると思うんですが、そのことは聞いてると、25年度中に県と協議して決めるということなので、県と協議の中でそれができないということになれば、当然おっしゃったような対応が必要になって、これは町民の立場から見て当然だと思いますが、いずれにしても、この場で素人の私である、失礼ながら専門家でない私なので議論すべき話じゃなくて、専門家を交え地元の関係者の意見もよく聞いて、この場ではないとこでもう一度きちんと整理した上で議会に方針を表明させていただきます。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） ありがとうございます、答弁。

私も、いろんなところからの情報できょう質問をさせていただきましたので、ただ本当に環境の面からいって、この処理は本当に安全性が高いと、塩素の50倍の殺菌力があって環境の面もいいというふうなことであったので、その方向性について担当課、町長にお伺いをしました。ぜひ、今後の住民に対する安定的、安全なきれいな水を供給する立場から、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長の考えを聞きたいと思います。

まず最初に、6次産業化の課題について、地元産業の活性化を図るために、オリーブの6次産業化への取り組み支援を進めていこうとしています。特区認定から9年が経過し、さらなる発展を目指しています。特区認定は製造業者の農業への参入であったと認識しております。小豆島町においては、1次産業から6次化を図ろうとする企業が生まれています。

2次産業からの試みは、加工施設があって農地の取得を目指すものだったと考

えます。一方、1次産業からの試みは、農地があって製造する場を探る試みが必要になってきます。加工施設を農業施設としてみれば、農地の運用も可能になってくると思いますが、そうではない解釈があると聞いております。そうであれば、産業の6次化は1次産業の参入は非常にハードルの高いものになると考えます。

そこで、地元産業の現状をどのように考え、打開策を講じようと考えているのか、伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 農業の6次産業化というのは、とても小豆島のみならず、全国の農業にとってとても大事な課題だと思いますし、農林水産省でもここ数年、6次産業化でいろんな施策を出していると承知しております。

そういう中で、オリーブによる農業の6次産業化というのは農林水産省でもモデルとして紹介しているくらいですので、小豆島におけるオリーブの6次産業化というのは先進地だと思います。ご存じのように、個人とか農業生産法人とか15ぐらいの方々が6次産業化に取り組んでいるということでありまして、そういう皆さんをどう応援できるかについては、これからいろいろ考えていきたいと思えます。具体的な内容は担当課長に説明させます。

それから、農地法の運用につきましては、ご指摘のように6次産業化を支援する形で運用がなされるべきだと考えておりますけれども、現行の制度では農地法の運用とか農業委員会は町長の権限になってないというか、農業委員会が独立して判断するということになっておりまして、残念ながら首長さんがリードすることはできないというのが今の農業の制度だと思います。事務局の農林水産課から答弁させます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 農地に加工施設を設置しようとする際の農地法上の解釈についてご説明申し上げます。

まず、農地法につきましては、基本的に狭い国土の中で食料の安定的な供給を

図る、そのために良好な耕作条件、営農条件を備えている農地を確保する。それから、社会経済上必要な土地の需要、利用、こちらにも対応する趣旨から制定されております。今回、農地を住宅とか工場、それから駐車場などに別の用途に変更する場合、これをいわゆる農地転用といたしますが、この際には法律上の制限が設けられてございます。

この農地法で定義される農業用施設、こちらにつきましては基本的に納屋とか堆肥舎などの農作業に直接役立てる施設を定義してございまして、加工施設は工場等というふうな区分になろうかと思っております。

県のほうと検討してみたのですが、ただし農林水産省令がございまして、耕作を営む者、耕作者みずからが設置または管理し、そしてみずからが生産する農畜産物、これを原材料として製造、加工する施設であれば農業用施設であると定義されてございます。具体的には、農業生産者がその施設を使って製造や加工に使用する原材料のうち、自分で生産したものを使用する割合が他の材料、他の原材料に比べて量的または金額的に多いという条件がついてございまして、そのような場合は農業用施設として認められるというものでございます。

なお、農業用施設でありましても、一定の規模を超えるものであれば農業委員会への農地転用の申請が必要となるというものでございます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） オリーブ課のほうからは、安井議員のご質問の後段の部分、6次産業化事業者の抱える課題、その対応についてご説明をさせていただきます。

一昨年、町の商工観光課内にあります産業支援室が各経営者を中心にヒアリングを行いました内容によりますと、企業における課題はそれぞれに違いのある中で、共通する課題はオリーブの栽培面積を増やしているものの、病虫害の発生や天候不順などの影響によりまして、安定した生産量が収穫量が得られていないというところがございます。

それで、町といたしましてはこのような現状に対応するために、一昨年からご存じの小豆島オリーブトップワンプロジェクト、これで4つの基本方針を掲げま

して、研究開発と人材育成と品質の差別化、最後がイメージ戦略の4つなんですけれども、これに基づきまして、安定生産に向けました研究開発や産地の継承のための人材育成に関係機関が役割分担をして取り組みを現在も進めているところでございます。

さらには、万事を尽くすという意味合いから、収穫量の増加を目的として、新規の取り組みとして、ことしですが、花の開花時期、それから受精の時期に全町一斉放送を行いました。それに加えて、毎月町の広報にオリーブ栽培ごよみを今年度から掲載を始めております。そういった取り組みによりまして、注意喚起を促しますほか、栽培者自身にもう一度自分の栽培地をチェックシートというシートを作成してありまして、原点に振り返っていただくということで、オリーブ研究所や普及センター、それからJA、オリーブ公園、それから町、関係機関が合同で実際にそのチェックシートの提出のあった方の現場、圃場へ出向きまして、栽培指導を行う取り組みも現在進めております。この栽培指導につきましては、土庄町から7件、小豆島町から15件申し込みがございまして、年4回、1回目は花の開花時期、それから2回目が実の結実の時期、7月上旬になりますが、3回目が収穫前、最後がオリーブの木の剪定の時期、3月上旬になりますが、ということで年4回栽培現地指導を行う取り組みを現在進めておるところでございます。そういうことで、どうかご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 農地法ができたのは大分昔のことだったと思います。今になって、他産業からの農地の取得などは可能になるような運用はできておりますが、依然としてちょっと時代にそぐわないような部分があると思います。農業委員会におきまして、6次産業化の課題に向けた研修などは行った経緯はありますか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 6次産業化に対する分については、ちょっとデ

一タがございませんので、ちょっと研修については確認させていただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） ある程度、町のさまざまな市町村での課題の中で、農業法の関係で地域、行政の課題がうまくいかないような今状況にあると思います。町長がさっき言われたように、町の施策なりが農業委員会のほうに意見として伝わらないような感じがあるのかなというふうに思っておりますが、その辺はどういうふうに思っていますか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 先ほど安井議員さんがおっしゃられましたように、農地法、昭和27年、こちらに制定されてから以降、幾度かの改正がございます。先ほどおっしゃられましたように、一般企業が農地、農業に参入できる方法としてリース方式でございますけれども、その辺が可能になった。

それから、これは別の件になるかもしれませんが、農家としての下限面積、農地の所有面積を従来10アールとしたものを、ここ最近5アールという形で改正されてございます。これにつきましては、例えば新規就農者が農業に就農しやすいという形で取り組まれたものと考えてございます。決して、農地法が6次産業化の足かせとかそう意味ではなくて、当然先ほども農地法のほうで解釈しましたとおり、優良な農地を守る、それから社会の経済上の醸成を勘案して対応していくというのが基本姿勢でございます。私ども転用の際に一番気になるのが、やっぱり排水の問題でありますとか、それから日陰、日照の関係、こちらのほうがございますので、決して6次産業化を農業委員会が足かせとしてしとるというふうな問題ではなくて、まだ近隣の農地にも影響がないと、これも農業委員会としてはやっぱり考えていく重要なものでございます点をご理解いただきたいということでございます。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） いったん国会などでも、農業委員会はもう要らないのではないかなという意見も出たような形、そういうふうな情報もあります。そういうふうな中で、地域に合った農業のあり方、それを考えていく必要性は十分にあると思います。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、新病院の施設配置について町長のお考えを伺いたいと思います。

新病院の建設実施計画も進んでいると考えますが、施設の専有面積、例えば放射線科などの決定について、どのような過程を持って計画しているのかお伺ひしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 新病院の整備状況につきましては、3月末に基本設計を終え、現在実施設計を行っているところでございます。

また、5月1日付で新病院の医療管理者として、佐藤清人先生が就任されておりました、新病院開設に向けて順調に推移していると認識をしております。新しい病院のご質問にあった施設の内容については、新しい病院の院長に就任予定の佐藤先生のご意見も聞きつつ、現在の2つの病院の院長、副院長、看護部長、看護師長など関係者の意見も聞きながら進めております。そういうプロセスで協議を進める中で、決定をしていると理解をしております。担当部長から詳細は説明いたします。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 施設内の各科、部門ごとの配置あるいは面積をどのように決定してきたのかというご質問なんですが、新病院の特に中、新病院内、建物内の施設整備に関しましては、町長が申しあげましたように、医師や看護師、その他メディカルスタッフなど現場の方のご意見を伺っております。こういった現場の医療従事者の意見を聞くことは、設計における重要な要件の一つであるというふうに考えております。

小豆医療組合のほうでは、設計者が決定されました昨年の10月に両病院の院



長、副院長、医長、看護部長、看護師長など各医療部門の代表者による部会代表者会というのを設けまして、まず設計者との打ち合わせが行われております。そこで出された意見や要望を踏まえまして、また設計者としての専門的な知識も織り込みながら、設計者の方で図面を作成をいたしました。

次に、設計者から提案されましたその図面をたたき台として、外来、救急、病棟、薬剤、検査、放射線など16部門であったかと思いますが、これらの部門、両病院の関係する医師、スタッフで構成する部会ごとに設計者を交えまして必要な面積や配置などについての協議を重ねてきたと伺っております。

こうした作業を経て、大まかな配置計画をまとめた後、さらに細かな内容と医療機械や各種設備に関する要望につきましても、部門ごとのヒアリング、修正、再確認といった作業を行いまして、基本設計をまとめたとの報告を受けております。

なお、現在策定中の実施計画におきましても、部会ごとになりますが、部門ごとの細かな打ち合わせやヒアリングを行いながら作業を進めていくと聞いておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 私、最近内海病院のほうへお邪魔したときに、数多くの医師の方だったと思いますが、今までの内海病院に比べて診療のところの面積が狭いんだと、多くの医師がそういうふうな声を上げとるのに、何ちゃ変わらんのんやけどなあというふうな相談を受けました。その辺で、こういうふうな質問をさせてもらったんですが、ある程度本来病院というのは診療、そっちのほうが主な業務となってくるので、それをおろそかにした病院というのは、新しい病院では香川大学の協力を得て、言うたら研修もできるような病院を考えていくというふうなことですので、その辺医師のモチベーションが下がるような部分があったはならないと思いますが、その辺どんなんですか。

それと、今後今の計画において、面積等をもう変えられないというふうなことになってくるのか、その辺をお伺いしたいと。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） ご承知のように、病院は一人のスタッフだけで機能するものではなくて、複数のスタッフが連携して初めて機能するというところで、先ほど申し上げましたように、こういった施設内容を決定する段階においても部会ごと、部会を設けて、今例示されました放射線科でしたら放射線、内海病院から2名の医師と放射線技師4名でありましたか、それから土庄中央病院のほうからも医師1名と放射線技師というふうな部会ごとに検討して、設計者が立ち会って意見を集約しながら決めていったというふうに聞いております。ですから、その集約の結果として、また全体の面積の中での他の部門との配分を調整ながら決めていったということで、複数の医師がそういったご意見を出されたというのは私も承知はしておりませんが、そういった部会の一つのルールづくりをやって設計を決めていったというふうになるかと思えます。全体面積の中での、後は各部門、広ければそりゃ広いほうが機能的な部分があるかと思えますが、全体の面積の中で勘案しながら、事業費とも兼ね合いながら設計者のほうである程度の面積配分は行ったのではないかと予想しております。

今後、面積が変えられるのかということになりますと、実施設計になりますと、基本的には基本設計を尊重しながら、細かな部分を実施設計のほうで調整していくということになりますので、大きな変更はできないのではないかとというふうに考えておりますが、私の知り得る範囲では以上でございます。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 私、この前内海病院に寄った時です。母親が病院にかかっているもんですから、場所は内科の医師からそういうのを聞きまして、自後、整形の担当の人からも聞いたんですが、医師の多くがそういうに言っていたというふうな事実を聞いております。その中で、面積配分をしたから、その後の専門部会のほうで調整してくれというふうなことで、全体的な建物の面積割にはかかわっていないのかなと、話を聞くと。そういうふうな医療行為をするところはこのぐらいの面積ですよと、あとほかの部分はこれぐらいの面積ですよというんを示されて、それぞれの担当者なりが検討していくというふうなことで、その医療行為の部分を広げる云々の話は全然なかったんかなと、その辺の意見が聞き入

れられなかったのかなあというふうな感じがしております。その辺の部分は、本来は現場の医師の意見を聞くいうんが筋やと思いますが、それが現状として不満が出るということがその辺の意見なりが反映されていないのかなと思います。ある程度、基本設計の部分から実施設計のほうに移っていく中で、そういうな部分は難しいというふうなことです、できれば新しくつくる、半世紀に及ぶ建物というふうな形になってきますので、その辺は最初に失敗したわというふうなことじゃなくて、その辺の意見いうんは入れていくべきではないかと思いますが、その辺はどうなんですか。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 部会ごとに意見を集約していただいた中で、面積なんかは与えられたのではないかというようなご意見でしたが、今回お願いしてまず設計者自身、数多くの病院を手がけております。それによりまして、一定規模のこれぐらいの病院でしたらこれぐらいの施設規模、施設面積配分というのはあるかと思えます。これは私の想像ですが、ですからそういった範囲内の中で意見を反映しながら、もちろん現場の意見も反映しながら配置していったと。議員にお配りしております、またこの間の広報に医療組合がはめております平面図を見ていただきますと、玄関脇に健康プラザというスペースがございます。この健康プラザの趣旨については省略いたしますが、その面積もほかへ配分することによって、相当当初のたたき台から小さくなったと。それは現場の意見を聞いた上で、面積配分を行って考慮していった結果ではなかったかと思えますので、まるっきりこういった面積がこれをお願いしますといったわけではなくて、現場の意見も反映しながら調整をしながら今の基本設計ができ上がったものと考えております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） まだできていないもんですから、その辺は医師の意見いうんはもうちょっと聞いてもらって、反映できるところは反映してもらったらなと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 少し早いですが、暫時休憩いたします。午後は1時再開いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） それでは、早速ですけど、まず1番目に内海保育所への早急な対応をとということで、内海保育所の現状につきましては、昨年6月議会の答弁で24年度に就学前教育検討委員会を設け、施設面の充実、就学前教育の質の向上等ビジョンを描きたいと回答がありました。先日、昨年に引き続きまして2回目の施設の視察がありまして、内海保育所に視察に行かせてもらいました。見たところ、改善が全くされていないというふうな状況だと思います。現在、施設の規模は入所児童が52名、0歳児から当然5歳児までですね。それから、職員が16名という、現状のあの広さで職員、子供が慌ただしく所狭しと毎日過ごしている様子がまざまざと見えました。

検討委員会では、どのように昨年開設した検討委員会でやられているのか、委員会で結果が出るまで今のままで置いておくのか、現状を見たらあのままで、また1年間同じような施設で狭い運動場、狭い教室で、1つの教室を2つに割ってまで保育してますよね。あの現状で、あのままでいいのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 内海保育所についてのご質問ですけれども、ご指摘のと

おり、内海保育所の入所児童数の増加に対応するため、平成24年度から静養室を職員室兼用に転用するとともに、職員室を5歳児の保育室に、また広い遊戯室を間仕切りするなど応急的な措置を行い、保育を実施してきたところでございます。あくまで応急的な措置であり、ご質問にありましたように、保護者の保育ニーズ、施設面の充実、就学前教育の質の向上などに配慮したビジョンを早急に描いた上で本格的な対応をしたいと思っております。一日も早くという点では、大川議員と私も同じでございます。教育委員会において速やかに結論を出していただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 大川議員のご質問にお答えします。

内海保育所の老朽化と手狭さ、また南海トラフ大地震による津波被害を受ける可能性が大きいとされる苗羽幼稚園の移設等、喫緊の課題がありますので、平成24年度におきまして、就学前教育検討委員会を設置し、まずは幼稚園園長と公立、私立保育所の代表の方で組織しました実務者会議を3回開催し、これからの幼稚園、保育所のあり方や教育、保育の内容の向上について協議いたしました。本年3月に協議の内容がまとまりましたので、5月23日に各幼稚園、保育所の保護者、自治連合会の代表の方を初めとする検討委員会委員の皆様へ報告を行ったところでございます。

さて、その報告の内容でございますが、内海保育所の改築や増築が困難であることや、苗羽幼稚園の移設の必要性を踏まえ、平成28年度開設を目標に、内海保育所福田分園を除く内海地区の公立幼稚園、保育所を一カ所に集約して建設し、園バスによる通園の利便性を確保するとともに、言語聴覚士や保健師を雇用、常駐することにより、本町で増加傾向にある障害児やそのご家庭、虐待等の家庭を支援する体制を整えるなどの保育サービスを初め、教育、保育の内容向上を図るというものでございます。

6月に入りまして、依頼のあった各幼稚園、保育所の保護者の皆様へ報告し、7月に保護者皆様の意見や要望をお聞きしながら、よりよい施設の建設、運営に向けて作業を進めているところでございます。したがって、今年度中に内海保育所が改善されるという状況ではございません。移設を前提に進めております

ので、利用者の皆様にはもうしばらくご不便をおかけいたしますけども、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 平成28年度開設という、今から3年、4年になる、3年ですか、それはそれでいいと思いますけど、現状職員室に先生方の机が2つしか並んでません。福利厚生面から、またプライバシー面から、16名の職員があそこで何の会議ができるのか、打ち合わせができるのかといたら、できないと思います、実際。そういうところで、応急的な措置と言われますけど、もっと応急に早急に、28年度まであのままの状態で置いとくというのはいいものかどうか確認を。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 23年度の後半に、24年度の対応につきまして一応相談した結果、増築等も考えました。しかし、いろんな条件がありまして、増築等が不可能だという結論に至りまして、職員室等を静養室に移動しまして、それでも構わないかということで申しました。保育所の先生のおっしゃるには、話し合いは子供が帰った6時の後、一堂に集まってするので、あいた教室を使ってしまうということで、大変ご迷惑をかけますけども、これをお願いいたしますということで、その後は会議をしておりますけども、今大川議員が言われるように、福利厚生面では充分であるということはい言いがたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 6時以降ということは、当然先生方の時間外という、そこまで考えないかんということですよ。そのあたりはどうですか。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 6時以降といいますのは、子供たちが在園する最後の子が6時までおるということで、全員がそろって集まるのは時間的に不可能だということで増員措置をとっています。昼休み等につきましても、子供がおりますので、実際的には動けないというのが常態ですので、先生方のご厚意に甘えてるというところでございます。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） それでは、現場の先生方はどのような気持ちか、教育長の前、町長の前では本音が言えないかもわかりませんので、様子を見ていってほしいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

職員の人事と勤務状況はというところで、1番目に4月の職員人事で、政策統括監と併任で教育部長という職位が発令されましたが、一昨年 of 参事制、また昨年の部長制と毎年新しい職位が設けられているが、実際に政策統括監とは何をすることなのか、どういうふうな位置づけでそういう名前が出てきたのか、全く議会でも説明がなかったですし、発表を見て初めて……

（「おかしいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

おかしいですか。

議長（秋長正幸君） 続けてください。

3番（大川新也君） よろしいですか。

（「議会に説明がなかった条例案で説明したじゃないですか」と呼ぶ者あり）

いやいや、ですからどういうふうな仕事をするかということをお聞きですよ。

議長（秋長正幸君） 進めてください。

3番（大川新也君） 次、2番目に行きます。

これも同じです。昨年6月の議会で、25年度に公民館へ一、二カ所でも試験的に若手の職員を起用すると答弁されました。実際には4月の異動では行われていないのですが、なぜなのでしょう。

また、3番目、職員の勤務状況で、課によると毎日夜遅くまで仕事に励んでいるというふうに聞くのが現状であります。先日は、委員会の際に町長もきょうもまた職員が1時、2時まで頑張っているというふうに言われました。時間外勤務が果たしていいのか悪いのか私にはわかりませんが、そういうところはどのような状況で今町の職員の勤務状況は現状はどのようになっているのか、質問したいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 幾つか質問されましたので、順番にお答えしたいと思いますけれども、まず政策統括監というポストをつくったことについてであります。これは条例案をご説明したと思っておりますけれども、ご存じのように今朝からもいろいろ質問いただいておりますけれども、小豆島町として取り組んでいく課題は山積し、激しく動いているところであります。毎年毎年政策課題の状況が変わっております。縦割りでやる仕事じゃなくて、組織を横断してやる仕事が増えつつあります。これは中央省庁でも同じであります。実は私は厚生労働省の最後のポストが政策統括官という仕事を1年間しました。それと基本的には同じ発想であります。この政策統括官というのは厚生労働省の場合ですと、大臣の直轄の唯一のポストであります。政策統括官は事務次官あるいはほかの局長の下にいて、大臣の直轄にいて大臣にかわりまして組織全体の政策の横断的調整をするという職務でございました。それと、大臣の特命を処理するというポストでございまして、実は正直に申し上げまして、この政策統括官というポストが大臣との組み合わせというか、大臣がどれだけこの政策統括官を活用するかによって、もう随分仕事の内容が変わってくるようなポストでありまして、とてもとても難しいポストでありますけれども、大臣が本当に仕事をしようと思えば、そういう自分の手足となって局長の上位に立って局を横断的に指揮す



るようなスタッフはもう絶対に不可欠であると思っております。それと同じ気持ちで、政策統括監というポストを設けたということでありまして、こういう組織が恒久的に要るかどうかは、これからの小豆島町の仕事の進みぐあいによると思います。少なくとも、私が町長でいる限りは、そういうポストで私のかわりに全体に目配りする仕事をするスタッフがいてほしいと思っております。

2点目の公民館の職員配置の問題ですけれども、議会での答弁どおりになっていないことについては申しわけなく思いますが、私が考えてる公民館というのは今ある公民館とはかなり違ってまして、文部科学省が所管している社会教育を行う場での公民館というものではなくて、例えば防災の拠点としての役割を果たしたり、福祉のいろんな取り組みの活動の場であったり、いろんな地域おこしにかかわる全ての拠点として公民館が本来の役割を果たすようなものであってほしいという思いで、そういうところであれば今のようなアルバイト的な方がやる仕事ではなくて、行政スタッフがいてやるのが本来の立場だということで提案をしているつもりでございます。

残念ながら、私が考えてることと現実の政策の進捗状況は大分ギャップがありまして、現時点でまだまだ公民館でそういう大きな役割を果たしてもらおうというところまで至っておりません。それが今年的人事でスタッフを配置できなかった最大の原因だろうと思います。ただ単に人を送っておまえやれといったって、その仕組みとか手法、そういうものが確立してない段階では大変難しいことになると思いますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

それと、若手の人事異動については、ほとんど私は事務方に基本的に任せておりますけれども、現時点でいろんな分野で新しい施策に取り組んでおりますので、なかなか新しい分野の仕事を公民館に配置してやれるほどの若手の配置が今では難しいという報告を人事担当スタッフから受けまして、私もやむを得ないと判断したものでございます。

時間外勤務について、私が先ほど言ったようなことを言ったんだと思いますが、やはりそれは勤務時間内に仕事を終えてほしいと思っておりますので、そういう失礼な発言は取り消させていただきます。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） わかりました。政策統括監、十分にわかりました。

それから、公民館の役割といいますか、何をすべきの公民館かというのは我々もわかりません。今までの公民館の体制を我々は引き継いできておりますので、町長の考え方と少し私もそういうな考えもあるのかなというふうにあります。私の申しましたのは、今までの公民館のあり方で必要ではないかというふうな考えですので、また期待しております。

3点目、時間外、当然町長言われたとおり、時間内で終わらすのが当然だと思えますが、幾分か遅くまで仕事をされているというふうな話も聞きますので、できる限り課長さん方は時間内に終わるように指導をお願いしたいと思えます。

次の質問に参ります。

健康づくり事業の目指すものということで、1番目に5月25日付で四国新聞に、小豆島町の小・中学生を対象にしたアンケートで、小豆島町は家庭でのオリーブオイル使用率が増加したと記事が掲載されましたが、新聞で初めて知った情報ですので、こういう情報をもっともっと広報等で周知すると、オリーブの島でみんなが町長が進めておるオリーブを使ってるんだなと、売れてきとんだなと実感が湧くんじゃないかなというふうな気がしましたので、今後ぜひ広報等でその数字を詳しく出したら、発表したらいいんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

2番目に、ヘルスケアシステム事業が昨年度より使用期間があります。今年度は、また安田、苗羽地区で拡充されるというふうに聞いております。現利用者にはこの9月からですか、月500円の使用料が負担が要するというふうなことで、今使用しておる方に聞きますと、使用料が要るんやったら、もうやめようかと、登録をやめようかというふうな声も幾分聞いておりますので、そのあたりの使用方法、使用の徴収、徴収したお金はどういうふうな方向で使われるのか確認したいと思えます。

3点目、今年からオリーブで健康家族、協力モニター事業で血液検査ですか、そういう検査料は町のほうで負担するというふうなことがありましたが、オリーブオイルの提供はないものか、やはりモニターという限りはオリーブオイルまで提供して1年間なり2年間モニターをお願いするようなことが我々も思いますけど、そのあたりのところがぜひオリーブオイルも提供して変化を見ていくという

ふうな考え方はないものなんでしょうか。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 5月27日付の四国新聞に、オリーブを用いた健康長寿の島づくりについての記事が掲載されており、この中でオリーブオイルを使用率について、実践中心校2校を対象に昨年7月と11月に行ったアンケート調査では、小学校4年の家庭では42.5%から74.2%、中学校2年の家庭では37.3%から58.2%に増加しているとなっております。

これは、24年度に国からの委託を受けて実施した栄養教諭を中核とした食育推進事業において、実践中心校として安田小学校4年生33名と内海中学校2年生87名の児童・生徒の家庭を対象とした調査結果であります。

本事業は、24年から26年度の3カ年計画で予定しており、24年度の結果は単年度であり、途中経過となるため広報等では公表しておりません。25年度は、実践中心校を安田幼稚園、安田小学校、内海中学校及び小豆島高校の4校に拡大し、発達段階に応じた食育をさらに進めていきます。

具体的には、本町では朝食を食べている割合は比較的高いものの、朝食の内容に課題があるという実態から、朝食にできるだけ野菜を取り入れられるよう、幼児期から高校までの一貫した食育を展開してまいります。

血液検査は、今年度の小学校4年生と中学校1年生に加え、昨年度の継続検査を要する児童・生徒を対象に現在実施しており、再検査を要する児童・生徒は9月に2回目を実施します。

また、25年度は町内の全ての小・中学校の児童・生徒の家庭を対象に、オリーブオイルの使用率も含めた食に関するアンケートを実施いたします。公表については、今年度の血液検査やアンケート調査等が完了した段階で、昨年度の結果と比較、分析して中間報告として行いたいと考えております。ですから、私たちが報告しなかったというのは、あくまでもまだ1年だけで結果が全てじゃないということで、ことし25年度にさせていただくということでご理解願いたいと思います。

あと、ヘルスケアシステムとオリーブ事業につきましては、それぞれの担当のほうから説明があると思いますがよろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） オリーブヘルスケアシステムでございますが、これは身近な公民館で仲間と楽しく健康づくりに取り組めることを目的に導入した事業で、参加者ごとに毎日の歩数や体重、血圧等をデータ管理し、保健師とテレビ電話を通じて健康相談を行う健康づくり事業でございます。

光ファイバーの開通に合わせ、昨年11月28日から草壁公民館、続いて25年2月6日から福田公民館で実施し、今年度は安田、苗羽、池田、二生の4つの公民館で計画しておりまして、間もなく実施の予定でございます。

このシステムをより多くの人に利用してもらえよう、有利な財源を活用することはもちろんでございますが、地理的要件等により利用しにくい方への配慮も必要であることから、システムの導入、機器の設置等、基盤の整備は町が行い、個人のデータの管理等に要する費用については受益者負担の観点から利用者に負担をお願いしたいと考えているところでございます。

費用の徴収につきましては、健康づくりの動機づけという観点から、システム導入時は無料とし、システムの利用開始から1年を経過した時点で利用者負担をお願いしたいと考えておりまして、平成25年度予算におきましては個人のデータ管理に要する費用として月500円、対象となる利用者50名で見込まれる額8万5千円を介護保険事業特別会計の雑入に計上しているところでございます。

なお、参加者に対しまして、このことについて事業開始前の説明会のほか、今年度も文書で説明を行っているところでございまして、特にこれについて意見は聞いておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 大川議員の3点目のご質問であります、健康モニター協力者へのオリーブオイルの提供、また助成金の考えはということについて答弁をさせていただきます。

オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業につきましては、地域の資源でありますオリーブを食生活の改善に活用することで生活習慣病を予防いたしまして、

医療費や介護費用の抑制とオリーブ振興、それから小豆島のオリーブのブランド力の向上を目指す町ぐるみの取り組みでございます。

平成24年度は地域への普及の取り組みといたしまして、社会教育課所管であります、町内の11の公民館を拠点といたしまして、オリーブ料理教室を開催してまいったところでございます。その結果、延べにいたしまして47回、約1,000名を超える参加がありまして、参加者の中からは継続開催してほしいとの要望が出るほど初年度の取り組みとしては3月議会で町長がご答弁申し上げましたとおり、それなりの手応えを感じておるところでございます。

それで、25年度からにつきましては、この普及活動の何らかの効果測定を行う必要があるのではないかということで、オリーブで健康家族モニターを募集したいと考えておるところでございます。この事業は、モニターとしてご協力いただける家族を対象といたしまして、公費で血液検査の経費を負担いたしますほか、あわせまして家族の年間の医療費調査、健康指導等も実施をしまいる予定でございます。

ご質問のモニターとしてご協力いただける方へのオリーブオイルの提供や助成金につきましては、今年度初めての取り組みということもございまして、手探りの状態でございます。ご応募いただいた方には、さきの内閣総理大臣表彰を受賞いたしましたときのアクションプログラムにもございます。もっともっとオリーブを増やすという観点から、町じゅうにオリーブを増やしていくという観点から、オリーブの苗木を、それからご家庭でオリーブ料理を食していただくために、今年度作成予定のオリーブレシピ、こういったものをご提供させていただきたいと考えておるところでございます。

それから加えまして、今後の取り組みの中で、実際に苗木よりはオリーブオイルをとというような声が強いようでしたら、年間を通じた提供は困難であると思えますけれども、年間消費量がどの程度必要になるかということもわかりませんので、例えば年度の初回に限りオリーブオイルをご提供させていただくとかということで、ご理解を賜りたいと思います。

それで、この効果測定については、日々の生活の中での取り組みの効果測定でございますので、オリーブオイルを提供して、ずっとオリーブオイルを年中使っていたというよりは、日々の通常の生活の中で無理のない範囲でオリーブオイルを料理に使っていただいております家庭の効果を測定したいと。また、そうい

う家庭は公民館の料理教室等にも参加しておりますので、そういった観点から取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） まず、1点目の小学生のアンケートですけど、これ多分教育長、中間報告ですから公表しなかったということですけど、やはりオリーブの町を上げてというふうな声が出とんで、こんな数字は住民にとってはすごい参考になってくると思うんで、中間報告でありながらも、中間報告ですけどということで報告するのがやはり筋で、ああ売れてきたなという実感が湧くんじゃないかというふうに思います。そのあたりも検討していただきたいと思います。

2点目のヘルスケアのシステムですけど、これ利用者何も意見がなかったということで、担当課はそれでいいというふうに思いますけど、やはり聞こえてくる声は何のためにそんな集めるんやろかと、これは極端な話ですよ。ただ万歩計で歩く歩数を競うだけのレベルで捉えてる方が十分におるんですよ、これ今。特に、私の近所の方は結構おります。そんなところで、実際に目指していくものが前向いていってるのかどうかいうのがちょっと私にはもう感じ取れないので、こういうな質問をさせてもらいましたが、利用者の方が大部分はそういうに何も500円負担しても構わんというふうなのであれば、それでいいかなと思います。

3番目のオイルの件ですけど、モニターのターゲットが30代というふうに最初から聞いとると思ったんですけど、30代の方が今課長の説明で、別に毎日オリーブオイルを使わんでもええというふうな、はっきりわからないようなお答えでしたけど、やはりモニター、先ほども言いましたように、モニターをしてもらうには、特に30代、子育ての一番最盛期の方をターゲットするんであれば、やはりオリーブオイルの提供は考える余地があるんじゃないかなと。それで、1年なり2年でどれだけの効果が出たというふうな、1年や2年では効果は出ないかもわかりませんが、ぜひオリーブオイルの提供はしてほしいなというふうに思いますが、そのあたりオリーブオイルだけちょっと確認してほしい。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 再質問にお答えします。

ターゲットは30代と私は説明は初回でも公民館の主事会でも説明はしておりません。今回のこの新規の事業につきましては、24年度実施をしました各11の公民館を拠点としての料理教室、その料理教室の効果を何らかの形で測定をする必要があるのではないかということで、オリーブ健康家族モニター募集事業というのを25年度から始めるようになりました。

それで、まずは公民館の11の主事会にお邪魔して、各館でオリーブを用いた料理教室を実施しとるわけで、その参加者の中からモニターとして1家族ないし2家族を出してください、当然11の公民館から出てきますと、地域的なばらつきも均等になってくると思います。年代的には、どうしても高齢家族、そういったものが増えてくると思います。それで、久保院長からこの件に関してアドバイスいただいておりますことは、特定健診が45歳からですから、それにかからない、特定健診とかそういったもので血液検査を行います、それにかからない30代のデータが少し必要になってきますねというような話をいただきました。ですので、まずは各公民館からのご推薦をお待ちして、その上で食生活改善推進協議会の会員さんからも募集をして、最終的な年代層を見た上で30代が手薄であれば母子愛育会とかそういったところをお邪魔して、事業の内容等を説明させていただいたらと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 30代と言っていないんですしたら、もうそれで構いません。もう時間ありませんから、次行きます。

次に行きます。

防災行政無線の有効活用についてですけど、緊急地震速報の運用については、6月の広報で運用が説明、掲載されております。ですが、3月の誤作動による誤報時、また4月13日早朝の震度3の地震のときに、その後の町からの放送ですか、一切なかったというふうな声が随分聞こえております。当日、4月13日におきましては朝5時半ごろでしたか、その後の7時の放送では瀬戸芸か何かの周知報告で、地震に関しての情報等は一切放送がされなかったというふうなことを聞

いております。

また、毎朝町で放送されております、いろいろな周知事項等も放送する時間帯とか曜日とか内容、またスピーカーの向き等がやはり住宅に直面しているところが土曜、日曜日になりますと、朝ちょっと寝ようかと思っても、あの放送で目が覚めて若い人がなかなかうるさいというふうな声まで聞こえます。そのあたりで、もう少し内容等が、きょうもありました、年金相談ですか、きょうは。年金相談とか人権相談とか、結構相談事の案内が二、三日続くんです。そのあたりで、もう少し内容を省いてとかできないかということを質問したいと思いますが、いかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 防災行政無線の誤報については、おわびを申し上げたいと思います。反省すべき点は反省し、得られた教訓は教訓として生かしていきたいと思います。いろんなご指摘もありましたが、できるものはそのようにしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 防災行政無線の誤報に関しましては、重ねておわびを申し上げます。

町長答弁のとおり、今回の誤報によりまして、防災行政無線の運用に克服すべき課題を得ることができましたので、再発防止とともに今後改善に生かしてまいりたいと考えております。

それから、4月13日早朝の地震発生後なんですけれども、比較的大きな地震であったにもかかわらず、7時には通常内容の放送がされました。行政機関として危機感に疑問を感じられたとご指摘であろうかと思えます。当時、防災対策本部では被害調査などに奔走しておりまして、住民の皆様には情報を提供されるまでにはちょっと至ってなかったという点もごさいます。今後、町長が答弁いたしましたとおり、必要な注意事項とか初期対策、ライフラインの破損の有無など住民の皆様さんにはお知らせしていきたいと考えております。



それから、防災行政無線の利用の形態といいますか、そちらのほう、屋外放送のスピーカーなどでやかましいというところは確かにご指摘を受けることがございますが、それが非常に難しゅうございます。聞こえないところもございまして、できるだけ聞こえるようにするには向きというのをいろいろ微調整をしながら現在の状態になっております。ですので、これにつきましてはいろいろなお話を伺いながら調整をするしかございませんので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

それと、放送の内容につきましては、精査をいたしてはおりますけれども、住民の方に知っていただきたい情報というのは非常にたくさんございます。というところで、その中から選んでおるということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） わかりました。十分検討をお願いしたいと思います。

それでは最後、寒霞溪の太陽光パネルの設置情報はということで、話を聞きますと、寒霞溪の中腹に太陽光パネルを設置するという情報が聞こえてまいりました。実際に、寒霞溪は国立公園でもあり、設置情報に地元も驚いております。これが事実かどうか確認をお願いしたいと思います。また、町のシルバー人材センターもそのことに何か一つ関係しているというふうに聞いております。そのあたり、町の情報が十分、太陽光パネルに関しまして、寒霞溪の中腹というところ、情報が把握できているのか質問したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 詳細については担当課長から説明があると思いますが、私自身、寒霞溪に太陽光パネルが設置されるという話は質問通告を受けて初めて知りました。まだ事実関係を100%把握しているわけではありませんが、今までのところ、私が把握した範囲内ではあってはならないことが起きてると思っております。環境大臣の名前で既に自然公園法の許可がおりてるとスタッフから報告を受けておりますが、私環境省で自然公園の所管課長をしておりまして、豊島問題も担

当課長をしておりまして、私の過去の経験からしてあってはならない、環境省の態度としてあってはならないことだと思えます。法律上、市町村長に協議するという事は書かれてないのかもしれませんが、地元を預かる、しかも私は環境省の先輩でありまして、十分な協議も報告も説明もないということで極めて遺憾に思っております、スタッフを通じまして嚴重に抗議を出させております。

いずれにしても、寒霞溪という国際的にもすばらしいところ、太陽光パネルもあるいは必要なのかもしれませんが、あのような場所で優先的にすべきではなくて、私が環境省の現役であれば、当然のことながら原状復帰ということを経営者に指導するなり、地元市町村にそういう意向がないかを聞く責務があると私は思っております、やはりこの問題については法律上の許可は既においておりますので、なかなか難しいのかもしれませんが、少なくとも寒霞溪の展望台あるいは四方指の展望台から見て問題がないような対応を環境省に求めたいと思えます。

議長（秋長正幸君） 大川議員、端的にあれば。

3番（大川新也君） いやいや、まだ答弁だけ聞かせて、現状を。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 太陽光パネルの設置の状況についてご説明申し上げます。

場所ですけれども、清滝さんの南西側の直線距離にして400メートルの県道沿いにある旧株式会社山辰が開発した土地であります。この場所は、工作物を設置する場合、環境大臣の許可が必要な瀬戸内海国立公園の第3種特別地域であります。それで、環境省中国四国地方環境事務所に確認しましたところ、ことしの3月25日に自然公園法に基づく許可がおりていることがわかりました。

この許可に当たりましては、自然公園法の許可基準に適合するように、新たな掘削や盛り土は一切行わないこと、主要な展望地である四方指展望台や寒霞溪展望台から見通せることから、目隠しとしまして3種類の常緑高木を植栽すること、それから電柱については目立たない焦げ茶色にすることなど景観に配慮した内容で申請されており、環境省は許可したものと推定されます。

現在得ている情報ですけれども、既に目隠しとなる樹木の植栽を終え、本年7月から8月末にかけてパネルの設置工事を行い、9月11日から送電を開始する予定であると聞いております。また、シルバー人材センターの関与につきましては、今回植栽した樹木への散水業務について、事業者から見積もりの依頼があったと聞いております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 濟いません、もう時間過ぎてますけど、町長言われましたように、私も断固反対したいと思いますので、もう今課長の説明では工事が始まってというふうな話ですけど、これ今からでも取りやめしてくれというような要望は地元からの要望もできるのであれば、やっていきたいと思ひますし、また今後お話ししていきたいと思ひます。以上、終わります。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は3点について質問をさせていただきます。

まず1点目、新内海ダムについてです。

最初に、昨年12月22日付の四国新聞の記事の一部を紹介いたします。香川県と小豆島町は21日、香川県小豆島町神懸通で建設中の新内海ダムの安全性と機能を確認する試験湛水を始めた。試験湛水により、旧内海ダムは使用を中止、新ダムを仮運用する。本格運用は2014年5月の見込み、試験湛水はダム建設の最終段階の検査で、最高水位まで水をため、平常時の水位まで毎日1メートルずつ低下させながらダム本体の漏水や周辺ののり面で地すべりが起きないかなどを確認するという新聞記事であります。

県の計画では、平年並みの降雨量があれば来年5月ごろには最高水位に達し、その後水位を下げ、試験湛水を完了できる見込みだということです。この試験湛水とは、ダムが完成した後にダムに問題がないかをチェックするための試験です。ダムが水圧に耐えられるかどうか、また堤体から漏水がないかどうかなどを

調べるためのものであり、試験湛水が完了し、安全性が確認できて初めてダムは完成となり、管理へと移行します。

ところが、試験湛水もまだ終わっていない今年4月24日に、竣工式が行われました。奈良の大滝ダムでは2003年本体が完成しましたが、試験湛水で周辺に地すべりが多発し、斜面や家屋に亀裂が入り、結局完成までに10年を要し、ことし3月にやっと竣工式が行われたということです。新内海ダムでも試験湛水が終わり、安全性が確認されて初めて竣工と言えるのではないのでしょうか。問題が起きる可能性はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、ダム底の掘削工事が遅れたこともあり、ダムにはほとんど水がない状態が続いています。水不足で田植え後の農家などが困っているということを知りましたが、その今の現状と今後の見通しをお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 内海ダム再開発事業につきましては、今年度事業の主たる部分であるダム本体工事や管理設備工事が完了したことから、事業の節目として竣工式を行いました。

また、現在実施している試験湛水による地すべりの可能性については、ダム湖周辺に地すべり地形がないことを確認しており、地すべり発生の可能性はないものと考えております。

水不足につきましては、ことしは例年になく雨の少ない状況が継続しており、ダムを初めとする貯水池の状況から、渇水の懸念があるところであり最悪の事態を想定して早期の行動を心がけるよう担当部局に指示したところであります。

詳細は担当課長が説明いたします。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） まず、試験湛水について説明いたします。

試験湛水とは、ダムの完成後に初めて水をためて行われる試験で、ダムの水位を一旦サーチャージ水位と呼ばれる洪水が発生した場合の最高水位まで水位を上げて、底から1日1メートルずつ常時満水位まで下げるという一連の操作を行

い、ダム本体、基礎地盤及び貯水池周辺の地山の安全性の確認を行うもので、通常の管理に移行する前に行います。

申すまでもなく、ダムは大規模な構造物であり、その安全性が社会に及ぼす影響は極めて大きいことから、入念な地質調査結果に基づき、十分な安全性が確保されるように設計し、慎重に施工がされてきました。その安全性の確認、検証のため、初めて湛水を行う際には綿密な計測や監視を行うこととしております。

ダム湖周辺には、地すべりを警戒する地形が存在しないこと、試験湛水期間においては周辺の状況変化を綿密に観察することとしており、地すべりの予兆が見られた場合には早期に対策を講じる予定であることなどから、地すべりの可能性及び地すべりを原因とするスケジュールの大きな遅延はないものと認識しております。

次に、小豆島町のことしの水事情についてであります。

ことしに入ってから少雨傾向が続いており、特に5月の降雨は例年の2割程度にとどまり、梅雨に入ってから一向に降雨が期待できない状況にあることから、既に節水対策と水源の確保に取り組んでおり、必要に応じて湧水対策本部を設置する方針としております。近年の極端な少雨傾向を考慮し、危機感を持って取り組んでおりますので、住民の皆様には節水に努められますようお願いする次第であります。以上です。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 水不足の件で、農業用ため池の状況でございますが、この水不足の中で、各ため池の管理者の方々、日々配分調整でご苦労されております。

現在、町内の主なため池の貯水状況でございますが、主要なため池の貯水率、これ6月13日現在でございます。中山地区の新中山池が54%、それから池田の池田大池でございます。こちらが83%、安田地区の三五郎池、こちらのほうが60%という状況でございます。

なお、町内に194カ所ものため池がございまして、個々の貯水状況、相当ばらつきがございます。ですが、全般的には水位が低くて厳しい状況にあるというふうな認識でございます。

町としましては、地元が緊急に近くの河川から取水し、農業用水に流用する際の支援であったり、先日もため池の管理者の会がありました。その際には、関係者の方々にいま一度灌水方法の工夫、それから節水意識の高揚などを改めてお願いしました。

また、晴天日が長期に続いておりますので、単独県費でございますけれども、干害応急対策事業、こちらのほうが実施できることとなりましたので、送水管の設置であるとか臨時のポンプの購入、その他用水の確保のための応急的な工事も対象となります旨をその会のとき同時にお伝えしておりますので、農林水産課にご相談いただけるようお願いしております。今後もため池の管理者の方々には必要ご助言等を積極的に行ってまいりたいということでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 新内海ダムができて、農業者にはパイプラインができたと思うんですけど、その運用がことし初めてされて、しかし内海ダムに水がないということであるという問題というか、対応が大変だというふうなことを聞いたんですけど、その点はどうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 現在、内海ダムの水位が低下しております。農業者と協議いたしまして、今現在県のほうからポンプを据えて、取水塔があります、その取水塔へポンプアップをして水を入れておる状況です。今現在、ダムの貯水量が少ないんですが、旧ダムと新ダムの間のポケット、この部分に水がまだたまっております。そのたまった水をポンプアップして取水塔に入れて、その取水塔からパイプラインの調圧水槽という水槽に入れまして、それで配水してる、供給してるという状況になっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ダムはできましたけれども、水がないということ

で、湧水の場合にはダムが本当に水がたまらないということだと思っんです。最悪の場合、試験湛水が終わるまでの期間というのはどういふふうに予想されているのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 試験湛水完了までの予定だと思っんですが、質問だと思っんですが、一応県に確認しますと、夏の7月1日から10月31日まで、先ほど言いましたサーチャージ水位、この水位までは上げることはできないので、常時満水までしか上げることができません。ですので、今から梅雨時期はまだ残っておりますので、雨が降ると仮定しましても、常時満水位までは10月31日までしか、そこまでしか上げられない。それ以降に、例えば台風とか3月の菜種梅雨とかそういう雨によりまして、サーチャージ水位まで上がるだろうという予測をしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 最高水位までためて、それでまた落としていくわけで、それで試験湛水が完了するというのはいつになるのですか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 一応、先ほど言いましたように、サーチャージ水位まで上げまして、1日1メートルずつ落としていきます。ですので、サーチャージ水位が79メートル、常時満水が70メートルですので、9日あたりで完了すると。それで、要は調査を終えまして、供用開始というふうになると思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） それが終わるまではダムは完成とは言えないんじゃないですか、その運用はどうなるのですか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） ダム本体はもう既に完成しております。完成しておりますが、供用開始までにそれぞれの検査、調査を行いまして供用開始をするということになります。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今たまっている水も本当にわずかですし、すごいにゴった水がたまってるんですけども、先ほどの質問でありました。殿川ダムのようにそういうカビ臭が発生するとか、そういう可能性もあるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 今からの話なので、はっきり言って流入によりまして、先ほど殿川ダムの話をしましたが、殿川ダムについては水の流入が少なくなって閉鎖水域になった関係で、そういう事態が生まれたのではないかと可能性があります。ただ、内海ダムについて、そういう状態になるかということ、そうではなくって、雨が降ればたまるという状況になりますので、そういう可能性は少ないと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 雨が降ることを祈りたいと思いますが、次行きます。

男女共同参画についてです。

日本政府が女子差別撤廃条約を批准してから27年、男女共同参画基本法を制定して13年になります。2012年10月、世界経済フォーラムの男女平等度が発表され、日本は135カ国中、101位と前年98位から後退し、主要8カ国では最下位で



す。現在、女性労働者の2人に1人以上が非正規雇用であり、賃金は非正規を含めると男性の53%、1人目の子の妊娠、出産で7割が退職し、30歳代の女性の就業率は63%まで落ち込む、いわゆるM字型カーブで他の国では見られない特徴です。男女雇用機会均等法の改定も一定程度進みましたが、同時に労働基本法の改悪、労働者派遣法などで均等法は骨抜きにされ、正規女性社員が派遣や有期雇用置きかえられ、差別は拡大しています。

国連の女性差別撤廃委員会の09年の最終見解では、1、法における差別的規定、夫婦別姓選択制などが改善されていない。2、雇用の面では同一労働及び同一価値労働に対する賃金の規定が労働基準法にないこと、3、政治的、公的活動への参加の遅れなどが指摘されております。

政府が掲げている202030目標は、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%になるよう期待するとした政策目標です。本町での実態取り組み状況はどうなっていますか。

本町で、2007年に策定された男女共同参画基本計画、これですけれども、これは2011年までの計画期間になっております。その後の計画の策定が必要ではないかと思うんですけれども、策定されていないのはなぜでしょうか。特に、公務労働の分野で非正規職員の正規職員への転換を進めることが雇用の分野での男女共同を進める上でも大切ではないでしょうか。積極的な取り組みを求めますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 男女共同参画についてのご質問がありましたが、これからの社会、女性の果たす役割はとても大きいと思っております。とりわけ、小豆島町においては、これから子供が健やかに育ち、また安心して暮らせる医療福祉の充実等々目指していくことにしておりますので、女性の目線、女性の力というのが必要だと思っております。

そのため、保健師や看護師、女性が主として活躍できる専門スタッフはどんどん採用していきたいと思っておりますし、女性管理職の登用にも積極的に取り組むべきものと考えております。

男女共同参画基本計画につきましては、速やかに計画づくりに着手したいと思

います。

詳細は担当課長が説明します。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（丸本 秀君） 2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度にということでございますが、本町に当てはめてみますと、管理職の在職状況で申し上げますと、管理職38名中、女性管理職員は8名であり、女性比率が21.1%となっております。県下でも上位のほうでございます。

なお、地方自治法202条の3に基づく審議会の中での女性委員の登用状況でございますが、代表的な審議会の数が13ございまして、このうち女性がいる審議会は12でございます。委員総数175名中、女性委員数は30名でありまして、女性の登用率が17.1%となっております。人権対策課といたしましては、男女共同参画を推進していく立場でございますことから、各種審議会においての女性登用率の向上に向けた呼びかけを庁舎内で実施いたします。

また、外に向けましては、これまで町広報紙において、男女共同参画をテーマとした講演会の記事掲載や公民館、隣保館へのチラシ配布を実施してまいりました。今後におきましても、県民活動・男女共同参画課と連携を緊密にとりながら、あらゆる機会を捉えまして政府目標の女性管理職登用率30%に向けた啓発に取り組んでまいります。

次に、鍋谷議員ご指摘のとおり、本町の男女共同参画基本計画につきまして、合併後の平成19年3月に策定されて、その計画期間は23年度までの5カ年となっております。途切れた状態となっております。その理由といたしましては、本町の男女共同参画にかかわる施策であります、女性の社会進出にとって基盤である子育て支援やDV対策、健康づくりや高齢者介護などの事業が先行いたしております、共同参画の計画をつくる時期が難しかったことなどが上げられます。

男女共同参画基本計画の策定につきましては、市町の努力義務となっておりますことから、早急に計画の策定に着手してまいりたいと考えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 言われましたように、町村では基本法で努力義務とされてますけど、男女共同参画計画は手元の資料では45.3%の町村で策定されております。また、男女共同参画条例というのを策定した町村も12.3%あります。県下でも市町で3つですか、条例もつくっております。条例をつくるかどうかも含めて、積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

管理職については21.1%ということで、高いということでしたけれども、審議会委員は町村の平均が19.3%ということで、平均よりは少し低いのかなと思います。その辺もぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。

また、男女共同参画の公共調達における評価ということで、競争参加資格審査の項目とか総合評価の評価項目に子育て支援とか、男女共同参画に関する取り組みを評価項目に設定しているところもあるそうです。そういう企業の男女共同参画を推進する取り組みなども含めて、検討をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（丸本 秀君） 男女共同参画基本計画、また条例の制定の有無につきまして、早急に策定委員会なり、政策会議の中で検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） また、男女共同参画宣言というのをやっている市町村も全国で152あるそうです。そのうち、109市区町村では男女共同参画宣言都市奨励事業ということで、実施しているということで、さまざまな取り組みが全国各地でやられておりますし、町長は女性の登用を積極的に推進していくということで、ぜひ他に先駆けた積極的な取り組みをしていただけたらということをお願いして、次に行きたいと思います。

3番目は、町長の政治姿勢について2点お尋ねをいたします。

最初に、木下恵介生誕100年の今年、二十四の瞳を初め、人間と平和を描き続け

た木下監督の原点を描いた映画「はじまりのみち」が先日上映されました。多くの町民が視聴し感動し、改めて平和を願う思いを新たにしたことと思います。

しかし、今その思いに反して、憲法を変えて日本をアメリカと一緒に戦争する国にしようという危険な策動があります。安倍政権はまず96条からという改憲策動を進めようとしています。これには、9条改憲派の中からも批判が出され、世論調査で反対が多数になっています。また、侵略戦争を美化する政治姿勢は国内でも国際社会でも孤立を深めております。

そこで、町長に改めて平和への思いと憲法を守る決意、とりわけ9条、96条を変えさせない決意と侵略戦争を美化する動きに反対する意思をお尋ねいたします。そして、小豆島から平和を発信するための具体的取り組みを進めるよう求めますが、いかがでしょうか。

2番目、安倍政権がアベノミクスなどとしている3本の矢、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略は国民の所得と消費を減らし、国民生活と日本経済に混乱と新たな危機をもたらす大変危険なものだと思います。実際にアベノミクスによる被害が生活必需品の相次ぐ値上げや金利の上昇、株価の乱高下となって町民の暮らしにものしかかり始めています。

その上、消費税増税と社会保障大改悪の2本の毒矢が国民に襲いかかろうとしています。来年4月から計画されている消費税増税や社会保障切り捨てが小豆島の町民にもさらなる負担をもたらすのは明らかです。

アベノミクスに関する朝日新聞11日付の世論調査では、景気回復の実感がないとの回答が78%に達し、アベノミクスが賃金や雇用増に結びつくと思うかとの問いに、そうは思わないと答えた人が45%に達しました。町民からも、暮らしはよくなっていない、アベノミクスは届いていないという声が出されています。町民の暮らしや営業を守るためにも、今日本経済に求められているのはアベノミクスのような投機とバブル頼みの挙行の景気浮揚ではなく、实体经济にしっかり裏打ちされた本格的な景気回復の道だと思います。日本経済の6割を占める家計を温め、所得と需要を増やしてデフレ不況の悪循環から抜け出すことを基本とした経済産業政策こそ必要だと考えます。町長はどのようにお考えでしょうか、見解をお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず1点目の平和についての考え方ですけれども、ご質問にありましたように、小豆島というのは二十四の瞳の舞台となった島でもありますし、平和の象徴であるオリーブの島でもあるという意味で、平和については特別な立場にあるものと理解しております。したがって、小豆島町長としても、世界平和についてはその小豆島に期待されている役割の一端を担っていく所存でございます。

2点目のアベノミクスについてどう考えるかということですが、私は経済学は必ずしも知識がありませんので、正確にアベノミクスは何かということも存じ上げておりませんし、また評価する力も持ち合わせておりません。ただ、小豆島町長として言えるのは、国の経済政策はぜひとも成功してもらいたいと思っております。経済成長なくして多分、途中で議論もありましたが、小豆島町の財源のほとんどは国から来ておりますので、国の財政基盤をしっかりとすること、経済成長によって国の財政収入がある、これがなくなれば小豆島町の財政収入も減ることですから、先ほども質問にありました、医療の充実、福祉の充実、教育の充実、全て国の財源があつてのことでもありますので、国の財源、また経済が成長するように努力している安倍総理の成功を私は町長としても期待をしているところでございます。

そのことを前提にして、安倍総理の経済政策全般について私が賛成しているかということ、実はそうではありません。また、私は今現在は国の全体を考える立場ではありません。小豆島町の地域経済の発展をどうすればいいかを考える立場でありまして、その意味で地域経済、地場産業が元気になる、観光が振興するにはどうしたらいいかといった点で頭を日々悩ませているところでありますので、安倍総理のアベノミクスについてのコメントを求めても、今以上のものはございません。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 平和の問題では、町長はいつも世界平和と言われるんですけど、日本国憲法、とりわけ9条についての9条を守るという立場だということによろしいんでしょうか。

それと、小豆島から平和を発信するための具体的取り組みということでお尋ねをいたしました。前回、村上町議の平和の町宣言にふさわしい取り組みをとというところで、町長は戦争体験の冊子をつくることは意義あるということで、今後戦争体験集作成の要否を含めて検討するという答弁をされておりました。その点、今どのようになっているかということをお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 世界平和を祈るということと、日本国憲法をどう考えるかは論理的に関係のない話か、関係ないか全く次元の違う話だと思えます。この場で私が憲法についてどう考えているかは、私が申し上げるべきものではないと思えますので、コメントを差し控えます。

それから、平和のというか、戦争の体験談、これも行政がリーダーシップをとるという面もありますけれども、ぜひとも町民の皆さんから沸き上がるような中でそれをつくるのが筋だと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 三豊市が立派な本をつくったんです。町民から原稿を募集して、それが何部つくったか忘れましたが、もうなくなって増刷をしようかという話をしているそうです。ぜひ、町としてこれをつくるということで検討をお願いしたいと思えます。

アベノミクスの件ですけれども、きのうの朝日新聞、アベノミクスとなる現場からということで、こういう記事が載っておりました。地方には恩恵が届かないということで、多くは東京、大阪などの大都市圏や大企業を後押しする政策で占められ、地方を支える取り組みは少ない。地方経済の厳しさは今に始まったことではない。だが、その処方箋を示すための議論がほとんどないまま、大都市と地方の格差は広がろうとしているということで、本当にこれがこのまま進んでいくことによって、私たち町民の生活はよくなりません。地方の経済を守るためにも、この方向性というのは反対をしていかなければならないと私は思いますが、先ほど町長は地方経済を守るという立場であるということも言われましたが、そ

の点をもう少し詳しく、ただアベノミクスで本当にいろんな物価は上がったたり、ここでは酪農してる方の餌代が、輸入の餌代が上がったとか、そういうことが出てるんですけども、町内でもその影響はいろいろ出てくると思うんですけど、それに対して町政としてどう取り組んでいくのかという、そこら辺をお答えしていただけたらと思うんですが、いかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私は一国民として、また一地方自治体の首長として、アベノミクスの成功を心から祈念しております。そのことが小豆島の地域経済の発展にもつながると確信しております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町民の暮らしを守る、地域経済を守るという立場でぜひ取り組みをしていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は25分からいたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時25分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第3号 平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第4号 平成24年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、報告第3号平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第4号平成24年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書については関連する議案でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第3号平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で議決いただきました平成24年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものであります。

なお、報告第4号につきましても、水道事業会計における建設改良費繰り越しに関する同様の報告であります。

内容につきましては、順次担当部長及び課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第4、報告第3号平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 報告第3号平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお開き願ひます。

本件につきましては、平成25年第1回定例会最終日におきましてご可決を賜りました平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、ご報告申し上げますのでございます。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、2ページ、3ページの平成24年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

繰越総額は、17事業で3億2,867万3千円、未収入特定財源のうち、国庫支出金は9事業で8,009万5千円、県支出金は2事業で3,352万1千円、地方債につきましては合併特例債、一般会計出資債、公共事業等債、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債の5種類の地方債合わせて1億3,220万円を9事業の特定財源として発

行する予定でございます。

繰越理由につきましては、第1回定例会での説明と重複いたしますので省略させていただきます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、報告第4号平成24年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 報告第4号水道事業会計建設改良費繰越計算書についてご説明いたします。

お手元の資料の4ページをお開きください。

平成24年度の小豆島町での水道会計で予定をしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、香川県が事業主体の事業が1件でございます。

内海ダム再開発事業に関する利水負担金として事業費の4.8%相当となります6,720万円を予算計上いたしておりましたが、事業主体であります香川県が事業の一部を繰り越したことから、平成24年度中に支払い義務が生じなかった5,019万9千円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越したものであります。

繰り越しの財源は、企業債が1,670万円、国の補助金が1,673万3千円、一般会計出資金が1,673万3千円、当年度損益勘定留保資金3万3千円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰り越しの手続は一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業者権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされております。また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされておりますので、本日お手元の資料のとおり、報告いたしますものでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第54号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第54号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、中武義景氏が平成25年9月30日をもって任期満了となりますが、見識高く、人権擁護に深い理解を有する同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、あらかじめ議会の意見を求めようとするものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（丸本 秀君） 失礼します。

中武義景さんの略歴につきましては、上程議案集7ページに記載してございますので、説明は省略させていただきます。

推薦理由でございますが、現人権擁護委員の中武義景さんは、人格見識が高く、また地域からの信頼も非常に厚く、平成19年10月に人権擁護委員に就任して以来、5年8カ月が経過いたしますが、その間、啓発活動や各種行事に積極的に参加されるなど、人権問題の解決に非常に熱意を持って活動されてこられました。人権擁護委員の任期は3年でございますので、今年の9月で任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の適任者であると地元安田自治会長からのご意見もございまして、推薦させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。  
これから採決します。  
議案第54号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第55号 小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続に関する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定により、一般廃棄物処理

施設の設置、変更に至っては周辺的生活環境への影響を調査し、その結果を縦覧に供し、利害関係者には意見書を提出する機会を付与することが定められています。

この縦覧の手続、意見書の提出方法等については、条例に規定する必要があることから、新たに条例を定めようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、条例の内容のご説明を申し上げます。

上程議案集の8ページをお開きください。

第1条は、目的規定であります。この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届け出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届け出に際し、町長が実施した周辺地域での生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び法第8条第2項第2号から第9号まで、これについては一般廃棄物処理施設の設置の場所であるとか種類等でありますけども、に掲げる事項を記載した書類の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法を定めることにより、設置または変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とするものであります。

第2条は、対象となる施設の種類についてであります。この条例の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定するし尿処理施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち、焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とするものであります。

第3条は、縦覧の告示等についてであります。法第9条の3第2項の規定により、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとしたします。第1号、施設の名称、第2号、施設の設置の場所、第3号、施設の種類、第4号、施設において処理する一般廃棄物の種類、第5号、施設の

処理能力、第6号、生活環境影響調査の項目。

第4条は、縦覧の場所及び期間についてであります。第1項は、縦覧の場所は規則で定める場所としております。第2項は、縦覧の期間は告示の日から一月間とするとしております。

次に、第5条は意見書の提出等の告示についてであります。ここでは、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置または変更に関し、利害関係を有する者は意見書を提出できること、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限、その他必要事項を告示するものとしたします。

第6条は、意見書の提出先及び提出期限についてであります。第1項では、意見書の提出先は規則で定める場所としております。第2項では、前条の規定による告示があったときは、施設の設置または変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに町長に意見書を提出することができるとしております。

第7条は、他の市町との協議についてであります。施設の設置または変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市または町の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとしております。第1号には、施設を他の市町の区域に設置するとき、第2号には施設の設置または変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本町の区域に属しない地域が含まれるときとしております。

第8条は、環境影響評価との関係についてであります。施設の設置または変更に関し、環境影響評価法に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から第6条までに定める手続を経たものとみなすとしております。

第9条は、委任についてであります。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今回、この条例をつくる目的といいますか、小豆島町が今からする一般廃棄物処理施設が具体的にはどれになるのかということと、これまでも処分場とか施設はあったと思うんですけど、今これがこれまではそういう、これは必要なかったということなんでしょうか、その辺ちょっと説明をお願いします。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1のこの条例で縦覧に供する廃棄物処理施設ですけど、今年度現在計画しておりますし尿処理場のみさき園についての生活環境影響調査をいたしておりますけど、それを縦覧に資するために今回条例を制定したいというふうに考えております。

それと、2つ目の質問であります。

現在まで、例えば旧内海町でありますと、徳本処分場がありましたけど、そこでこの条例がなかったのかということですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正についてというのが平成10年6月17日に施行されております。この施行によって、この縦覧の規定が新たに加わりました。ということで、それ以前の廃棄物処理施設につきましては、こういう縦覧ということは行われておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 今その関連で、具体的にはみさき園というふうなことを言われましたが、また徳本処分場、小豆島町内ではそこだけですか、対象は。具体的な施設、これに関連する条例で。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 今年度、実際に工事に着手しようとしておりますみさき園のための条例制定でありまして、徳本につきましては現在まだ計画は

ありませんので、この条例による縦覧には該当いたしません。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） もし、あのーそれじゃあ、今後徳本処分場の規模なりの改修なり工事なりする場合は、改めてこの条例が別の形で作られるのか、ここにそのまま適用されると、具体的な名前として反映するというこの理解でいいんですか。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） この条例で対象となる施設ですけども、第2条にし尿処理施設、それから焼却施設、それから最終処分場というのがございます。今考えておりますのは、先ほども申し上げましたように、し尿処理施設のみでございます。最終処分場につきましては、その工事着手の前にまた具体的に出てまいりましたら、工事着手前に行くということです。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） これ、昔私が厚生労働省というか、厚生省時代に担当課長をしてましたのでご説明申し上げますが、先ほど課長が言いました、平成10年に廃棄物処理法の改正がされて、廃棄物処理法の一般廃棄物処理施設についても建設とか改修のときに環境アセスメントをするということが義務づけられました。廃棄物処理法において義務づけられております。その廃棄物処理法の中で、条例で多分縦覧手続などを定めなさいと法律に書いてあるんだと思います。ですから、本当ならば平成10年の法律改正されたときに、速やかに対象施設があるなしにかかわらず、この条例は制定すべきだったんだと思います。したがって、この条例ができますと、今回はみさき園ですけれども、次多分仲人石山最終処分場に何らかの改修とか増築とかすることになれば、多分廃棄物処理法に基づく手続、そしてこの条例に基づく環境アセスメント書の縦覧手続をするということになると思います。

ちなみに、ですから一般廃棄物、焼却施設がありますね。あれは広域でやりますけれども、それについては多分広域事務組合で同じように、既にこういう条例をつくっているか、つくってなければつくらないといけないということになります。

したがいまして、町内にある一般廃棄物処理施設について全て対象なり得る条例だということになります。根本は廃棄物処理法に基づいた手順をとるということになります。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続に関する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第8 議案第56号 小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第56号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。



町長（塩田幸雄君） 議案第56号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

県が行う土地改良事業のうち、ため池等の整備を行う農村地域防災減災事業が追加されたため、同事業に係る受益者分担金の額を定める規定を追加しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 議案第56号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の11ページをお願いいたします。

本町におきまして、現在県営の中山間地域総合整備事業と県営ため池等整備事業を実施してございまして、地方自治法第224条、こちらの規定に基づいて徴収する分担金の額を当該条例のほうで定めております。

今回、香川県が農村地域の防災力の向上、こちらを向上を図ることを目的に新たに県営農村地域防災減災事業を実施することとなりました。当該事業の分担金の額が本条例に定めていないため、所要の改正を行うものでございます。

分担金の額につきましては、国営及び都道府県営の土地改良事業における地方公共団体の負担割合、こちらの指針に示されている額としております。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正しようとするものでございます。

次の12ページをご覧ください。

別表の改正後の欄に、事業名、県営農村地域防災減災事業（ため池等整備）を追加し、分担金の額でございます。当該年度の補助対象事業費の2%の額とするものでございます。

また、施行期日につきましては公布の日からとし、25年度事業分から適用するものでございます。以上、簡単ではございますが、小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審

議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） この県営農村地域防災減災事業（ため池等整備）となっておりますが、本町においては該当する今回のところはどこになって、あとこれからの事業について計画なり、具体的な内容があれば伺います。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） この防災事業につきましては、先ほどご説明しました、県営のため池等整備事業、こちらのほうがございまして、これを乗りかえるもので、対象となりますのが蒲野大池の事業になります。

県営のため池等整備事業につきましては、ご案内にありますとおり、分担金が4%という形になっておりますが、今回こちらの事業に乗りかえることによりまして、約半分の負担で受益者の方々が工事ができるということで、県と協議しましてこちらに乗りかえるものでございます。

また、今後の事業につきましては、また各ため池のほうから要望がありました際に受益者の方々が有利な形で実施できるような事業メニューで対応してまいりたいということでございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 4%から2分の1になるということで、これが2%ということだと思っておりますが、あと受益者と町との割合はどうなるんですか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 現在、先ほど申しましたため池整備事業でやりました場合には、国50%、県31%、町15%、地元4%という事業費の負担割合に

なっております。今回、防災減災事業のほうに乗りかえますと、国がこれは中山間地域に対してのみなんですけども、補助率の嵩上げがございまして、国が55%、県が29%、町が14%で、申し上げましたとおり、地元が2%という負担割合になってございます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論がないようですから、討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第56号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 57号 小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例について

日程第 10 議案第 58号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第57号小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例について及び日程第10、議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については関連する議案でありますので、一括として議題とし、あわせて説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第57号小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例について提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が新たに制定されたことに伴いまして、子ども・子育て支援事業計画の策定や教育保育施設の定員設定などの調査審議を行う地方版子ども・子育て会議の設置に関し、新たに条例を定めようとするものであります。

なお、議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、同会議委員の報酬に関する規定を追加しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（後藤正樹君） 小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例についてご説明いたします。

上程議案集の13ページをお開きください。

本条例案は、子ども・子育て支援法に基づく会議の設置条例でございます。子ども・子育て支援法では、審議会等を市町村に置くよう努めることと規定されておりますが、条例で設置しようとするものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条は、設置規定でございます。昨年8月に制定されました子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、小豆島町すくすく子育て応援会議を設置するものです。

第2条では、組織について定めております。第1号の町議会議員から第6号までの者を20人以内で組織するものです。

第3条では、委員の任期について、また第4条では会議に委員長と副委員長を

置き、それぞれの役割について定めております。

第5条では、会議について定め、会議の招集、成立要件、決定要件、委員以外の者の出席について定めております。

第6条では、部会について定めております。

第7条では、会議の庶務を子育て共育課で行うことを定めております。

第8条では、雑則を定めております。

附則といたしまして、この条例は本年7月1日から施行することとしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。

それではまず、議案第57号について質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 法令の抜粋がありますが、その関連で伺います。

77条(1)、(2)のところ、特定教育・保育施設の利用定員の設置、2、特定地域型保育事業の利用定員の設定というのがありますが、そのことについての何を指すのか伺います。

それと、これは当然計画をするわけですが、具体的な調査を行わなければならないというふうなこともあると思うんですけど、何年計画なり、年次計画というものがちゃんとあるのかどうなのか、後の継続性について、今後の継続性についてはどうなのか伺います。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（後藤正樹君） それでは、77条の第1項第1号から第2号のお話でございますけれども、第1号では幼稚園、保育所、認定こども園のことを指しております。その利用定員を定める際のことでございます。第2号では、家庭的保育事業や小規模保育事業のことを指しております。新規に実施する場合に、その利用定員を定める、その際に意見を聞くというふうになってございます。

それから、この計画を策定する際に調査はというご質問でございますが、この条例案がご承認いただけましたならば、早急に会を開きまして、まず保護者のニーズ調査というものを行う予定としております。その項目につきましても、この会もしくは部会で検討いたしまして、取りかかると。計画といたしましては、来年の夏ごろにその計画をお示ししたいというふうに考えております。差し当たり、その計画につきましても5年計画ということで考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） あと5年までの時限なのか、それとも後の次の6年目から10年目という計画が義務づけられてるのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（後藤正樹君） まず5年間の計画を策定することと今のところ国のほうから指示を受けておるところでございます。また、その時点で何らかの指示があるかもしれませんが、今のところ5年間ということで考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 第77条の(1)、(2)、今説明いただきましたが、利用定員の設定については条例なり、規則なんかの形で要綱の中で具体的に利用定員という数字が設定される、そのこともこの会議、審議会なりで決めていくのかどうか、利用定員についてはどうなってるのかお伺いします。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（後藤正樹君） 本町で設置する場合には、当然設置条例が出てまいりまして、利用定員が明らかになってこようかと思えます。また、個人と

申しますか、法人格で設置される場合にはそれは条例には関係ないかというふうには考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。子育て共育課長。

子育て共育課長（後藤正樹君） 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の16ページをお開きください。

これは、議案第57号で提案しております小豆島町すくすく子育て応援会議の委員の方の報酬を定める一部改正でございます。

別表第1に表の左にございますように、すくすく子育て応援会議委員の報酬を規定する項を加えるものでございます。なお、報酬額は日額でお支払いする他の報酬と同額でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第59号 内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院の経営健全化への取り組みとして、他の公立病院に比べ低い水準にある文書手数料を県立病院の例を参考に適正化しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほど



お願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

上程議案集の18ページをお願いいたします。

現在、内海病院では経営健全化計画を策定しまして、経営の健全化に取り組んでいるところでございますが、経営全般の見直しの観点から、県内の公立病院と比較して低い水準にある文書料につきまして、県立病院の金額と同額に引き上げようとすると同時に、児童・生徒、幼児に係る健康診断書については無料化しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

内海病院の使用料及び手数料条例第3条第2号文書手数料中のアの健康診断書千円を2千円に、また学校の児童・生徒または幼児につきましては1部を超える枚数については上記に定めた額の半額としていたものを無料に、次の普通診断書の千円を2千円に、オの死亡（胎）検案書3千円を5千円に改正し、あわせて字句の訂正のために死亡を死体に改めるものでございます。

施行日は、公布の日から施行ということにしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ちょっと幾つかお尋ねをいたします。

最初に、改正前に児童・生徒または幼児の健康診断書の場合は1部を超える枚数については上記に定めた額の半額、1部を超える枚数といたら1部は無料ということなんですか。これちょっと確認したいのと、それと提案理由で県内の公立病院と比べてということですけども、県内の公立病院の実態を教えてくださいたいのと、それで県立病院も公立病院ですけど、並みにするということですね。その県内の公立病院がどうなっているかというのを教えてください。

それと、現在診断書代と死亡検案書の収入はどれぐらい、件数、収入はどれぐらいあるのかということをお願いします。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 最初の児童・生徒または幼児についての現状はどうだったかという質問でございますが、1部を超える枚数については上記に定めた額の半額ということで、1枚目につきましては正規の額、2枚目については半額というようなのが現行の制度でございます。

それから、他の病院の状況でございますが、県内の他の病院としましては県立病院、県立中央病院、それから県立白鳥病院、それから県立丸亀病院、あと公立病院で土庄中央病院、綾川町の陶病院、それから三豊市の永康病院、さぬき市のさぬき市民病院、それから坂出の坂出市民病院、高松市の高松市民病院の状況を調べております。状況ですが、物によっては内海病院と同額のところもありますが、体制としましては内海病院よりも高いところが多いというような状況になっております。

それとあと、現在の件数と使用料が幾らかということでございますが、死亡検案書につきましては平成24年度で15件ありました。収入のほうは4万7,250円となっております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 健康診断書のほうの件数はわからないんでしょうか。

それと、県内の実態、具体的にちょっと数字を教えてくださいましたんですけど、私が調べたというか、見たのは土庄町は普通診断書も健康診断書も1,050円です。綾川町の陶病院も普通診断書は1,050円です、死体のほうは5千円ですけれども。だから、比べて低額となっているという根拠を具体的な数字でちょっと教えてくださいましたんですけど。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 健康診断書につきましては種類がありまして、一般の健康診断書、健診のときの診断書でございますが、こちらにつきましては年間で70件で14万7千円ほどの収入がございます。それから、児童・生徒、幼児に関する診断書ですが、年間24年度で126件で収入のほうは6万5千円程度でございます。それから、普通診断書でございますが、こちらは512件で、53万7,600円の実績がございました。

それで、他の病院の状況が具体的にどうかということでございますが、健康診断書につきましては県立病院が2,100円、土庄中央病院につきましては1,050円、綾川町の陶病院につきましては2,100円、三豊市の永康病院につきましても2,100円、さぬき市のさぬき市民病院も2,100円、それから坂出市民病院は1,050円、高松市民病院は2,100円となっております。

それから、幼児、児童・生徒に係る診断書でございますが、県立病院は無料、それから土庄町は1,050円、綾川町、陶病院は無料、それから三豊市の永康病院が1,050円、さぬき市のさぬき市民病院が530円、坂出市の坂出市民病院が1,050円、高松市民病院が2,100円となっております。

それから、普通診断書ですが、香川県県立病院が2,100円、土庄中央病院は1,050円、綾川町の陶病院が1,050円、三豊市の永康病院2,100円、さぬき市のさぬき市民病院2,100円、坂出市民病院1,050円、高松市民病院2,100円。

それから、死体検案書でございますが、県立病院が5,250円、土庄中央病院は種類によりまして5,250円と1万500円、綾川町の陶病院が5,250円、三豊市の永康病院が5,250円、さぬき市のさぬき市民病院も5,250円、坂出市民病院は種類によりまして5,250円と1万500円、高松市民病院が5,250円という状況になっております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 経営の健全化というテーマなんですけど、これ随分前から課題というか、差額はあったのでしょうか。何年前から。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 私が把握している限り、消費税の増額以外では内海病院のほうでは引き上げということはないと認識しております。

それで、院内で経営改善の話の中で、県内の自治体病院の平均的なものに比べて、文書料というのが低いのではないかというのは院内の会議の中では数年前から上がってありました。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） これ改正後の金額はどうなるのか、お教えていただきたいのですが。先ほどの件数でいった場合に。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 改正後どれぐらいの増収になるかという意味かと思われませんが、今回提案している部分で申しますと、平成24年度の実績をもとに数字を出しますと、約60万円の増収ということになります。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 昨日も委員会がありまして、内海病院の3カ年の経営改善の中身が出されました。説明がありました。まだまだこれからのプロセスの議論があるわけで、そういう渦中の中で今回の手数料の条例の引き上げというのは、全体の問題からしても今回の議会に出さなければならないという、そういう緊急性というか、必要性がちょっと思えないんですけど、なぜ今回でなければならないんですか。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議員さんの今の質問の中にもありましたように、内海病院では経営健全化計画を策定しまして、その中身につきましてはとに

かくまず現状を踏まえて増患者対策、それから増収対策、これを緊急にやらなければならないということで取り組んでおります。その中で、増患者、増収対策はもちろんですが、ゼロベースといいますか、条件なしという中で今後どうしていくか、増収対策に向かってどうしていくかということで院内のワーキンググループのほうで検討した結果でございます。この件については、昨日説明しましたように、アクションプランの中にも入っております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第12 議案第60号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について

日程第13 議案第61号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてと日程第13、議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更については関連する議案でありますので、一括として議題とし、あわせて説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について及び議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

古江地区内で施工された県道田浦坂手港線（切谷工区）地方特定道路整備工事による公有水面埋め立てが竣工したことに伴い、土地の確認及び編入すべき字の区域の変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第60号、議案上程集のページ、20ページをお開きください。

小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてご説明申し上げます。

1といたしまして、土地の表示でございます。小豆郡小豆島町古江字火崎乙375の1、乙376の1に隣接する道路である国有地の地先の公有水面埋立地、19.39平方メートルでございます。

添付いたしておりますページ、21ページの資料図面をご覧いただきたいと思っております。

本案は、県が行う地方特定道路整備工事に伴う公有水面埋め立てによりまして、県道用地が新たに生じたものでございます。図面左側が位置図でございまして、右側が埋立地の平面図でございます。場所は切谷港の北寄りに面した内海港港湾区域内で、左側の位置図に赤丸で示す位置でございます。なお、平面図の下の表の利用計画表に用途と埋立面積を記載いたしており、オレンジ色の道路用地が19.39平方メートルでございます。以上、簡単でございますが、議案第60号の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。議案第60号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第61号、上程議案集の22ページをお開きください。

公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてご説明申し上げます。

場所につきましては、先ほどの議案第60号と同じでございます、編入いたします字は古江字火崎でございます。

添付いたしておりますページ、24ページの資料の公図の写しの図面をあわせてご覧いただきたいと思っております。

新たに小豆郡小豆島町古江字火崎に編入する区域は、赤色ハッチングで着色いたしております範囲でございます。古江字火崎乙375の1、乙376の1の隣接する道路である国有地の地先の公有水面埋立地、19.39平方メートルでございます。以上、まことに簡単でございますが、議案第61号の説明でございます。

なお、この6月定例会の議会におきましてご審議いただき、ご承認いただきま

したら、香川県知事に届け出を行いまして、県が憲法に告示いたしまして、新たに生じた土地として法務局に登記の申請を行う手続となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

暫時休憩します。30分より再開します。

休憩 午後 3 時20分

再開 午後 3 時30分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）



議長（秋長正幸君） 日程第14、議案第62号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）と日程第15、議案第63号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は関連する議案でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第62号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は7,963万6千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費3,235万円、民生費456万2千円、衛生費706万1千円、農林水産業費222万4千円、商工費1,276万9千円、教育費2,067万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

なお、議案第63号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましても担当部長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第14、議案第62号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 議案第62号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の25ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,963万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億4,708万4千円とするものでございます。

内容につきましては、議案集末尾に添付しております平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

13款使用料及び手数料、1項4目1節商工使用料50万円につきましては、瀬戸内国際芸術祭に係るアーティスト等のサイクリングターミナル利用が増加しておりますことから、使用料収入を増額補正するものでございます。

14款国庫支出金、2項2目1節社会福祉費補助金4万4千円及び15款県支出金、2項2目1節社会福祉費補助金2万2千円につきましては、今年度から制度改正によりまして、市町の事業となりました手話奉仕員養成事業につきまして、県下17市町と委託先の公益社団法人香川県聴覚障害者協会との協定によりまして、各市町の負担額が確定いたしましたことから、その2分の1が国庫補助金、4分の1が県補助金として交付されるものであります。

15款県支出金、2項5目1節農業費補助金88万6千円につきましては、6団体から県に申請しておりましたオリーブ生産拡大総合支援事業について、採択される見込みとなったことから、補正計上するものでございます。

同じく、7目2節就学前教育費補助金44万円につきましては、現場の保育士並びに幼児教育を学ぶ学生の交流によりまして、互いのスキルアップと今後の人材確保のためのネットワークづくりを図りますため、今年度から取り組むこととしております保育合宿事業に対して、子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金が交付される見込みとなったことから、補正計上させていただくものでございます。

次に、15款3項5目2節教育総務費委託金35万円であります。これは、栄養教諭を中核とした食育推進事業を昨年度に引き続き受け入れることによるものであります。補助率は100%でございます。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金1,010万円であります。これは、町内の企業から地域振興等に対する2件の寄付がございましたので、これを受け入れするものでございます。

17款1項6目1節ふるさと納税寄付金25万円につきましては、高松市在住の方から1件のふるさと納税がありましたので、これを受け入れするものでございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金4,460万4千円につきましては、今回の補正による一般財源の所要額をここで対応したものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入のうち、説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成金2千万円あります。これは、入部、安田の2つの自治会の太鼓台修繕及び上地自治会のコミュニティセンター建設について、財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金を受けるものでございます。

説明欄2の地域防災組織育成助成金200万円につきましては、迎地自主防災会の

防災備品や機材倉庫の整備について、同じく財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

説明欄 3 の保育合宿事業負担金44万円につきましては、保育合宿を実施する香川大学及び神戸常盤大学からの負担金をここで受け入れするものでございます。以上、歳入の補正額合計は7,963万6千円でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

まず、2 款総務費、1 項 7 目企画費でございますが、19 節の負担金補助及び交付金 2 千万円につきましては歳入でもご説明申し上げたとおり、雑入として受け入れました財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金を入部、安田自治会の太鼓台修繕にそれぞれ250万円、上地自治会のコミュニティセンター建設に1,500万円支出するものでございます。25 節の積立金 1 千万円につきましては、歳入で計上させていただきました一般寄付金のうち、1 千万円を今後の地域振興の財源としてふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。

次に、10 目自治振興費ですが、補正額は19 節負担金補助及び交付金の235万円です。内訳ですが、説明欄 1 はコミュニティ助成金を迎地自主防災会の防災備品並びに機材倉庫の整備に対して支出するもの、説明欄の 2 及び 3 は一般寄付金の10万円とふるさと納税の25万円をご本人の意向に沿ってそれぞれ神浦の自治会と小豆島高校を支える会に対して支出するものでございます。

次に、3 款民生費、1 項 5 目障害者福祉費ですが、補正額は13 節委託料の456万2千円となっております。まず、内訳ですが、説明欄 1 の電算システム改修委託料92万4千円につきましては、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことから、障害者の枠組みに難病患者が含まれることとなったため、電算システムの改修が必要となったものでございます。説明欄 2 の手話奉仕員養成事業委託料は、歳入でも触れましたけれども、県下17市町と公益社団法人香川県聴覚障害者協会との協定により、小豆島町の負担分の委託料を計上するものであります。説明欄 3 のグループホーム建設工事実施設計業務委託料につきましては、旧二生幼稚園舎を障害者グループホームとして活用することになったため、改修工事の実実施設計業務を委託するものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、補正額57万6千円でございます。これは、5 歳児健診などの新たな保健事業の増加や保健師の病休等に対応す

るため、パート勤務の臨時看護師の賃金を計上するものでございます。

次に、2項3目し尿処理費14万2千円であります。これは、みさき園の大規模改修事業の入札方法を総合評価落札方式に変更したことに伴い、評価審査委員会委員の報酬や費用弁償並びに担当職員の旅費を計上するものでございます。

次に、4項2目診療所費634万3千円ですが、これは福田診療所のブロック塀が鉄筋の腐食などによりまして、非常に倒壊のおそれが高くなっているということで、その撤去費38万9千円と、同診療所の医師が緊急入院したことに伴いまして、代替措置として内海病院、老健うちのみ並びに香川県地域医療支援センターに週3回の巡回診療を委託するための費用595万4千円、合わせて634万3千円を診療所事業特別会計に繰り出すものでございます。

次に、ページの末尾から次のページにかけての6款農林水産業費、1項3目農業振興費85万3千円であります。これは、高齢化や後継者不足によりまして、荒廃化しつつある優良農地の調査及びデータ管理を行いまして、耕作意欲を持った移住者、担い手農家等へ貸し付けを推進することによって、耕作放棄地の増加防止並びにオリーブの生産拡大を図るため、新たに取り組むことといたしました農地バンク推進事業に係る経費として7節の優良農地推進員の賃金、11節に消耗品や自動車の燃料費、18節にパソコンの購入費をそれぞれ計上したものでございます。

12目オリーブ生産費88万6千円につきましては、歳入でもご説明いたしました。が、県からこのたび受け入れることになりましたオリーブ生産拡大総合支援事業補助金を各申請団体に対して交付するものであります。

次に、3項2目漁港管理費48万5千円につきましては、橘漁港高潮対策工事及び漁港施設機能診断の実施に伴い、必要となった香川県漁港協会負担金を計上するものであります。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金1,100万円であります。これは、昨年度中に財団法人岬の分教場保存会から300万円、財団法人小豆島オリーブ公園から800万円の寄付がありましたので、両財団が管理運営する施設の今後の整備や活性化のための資金とするため、寄付相当額をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

次に、5目サイクリングターミナル費の11節需用費、及び12節役務費、合わせて176万9千円あります。歳入でもご説明いたしましたけれども、アーティスト

等の利用が増加していることに加えまして、アーティスト等の活動時間が非常に不規則であるということから、光熱水費とか燃料費、寝具のクリーニング手数料などが不足する見込みであること、また老朽化により、配管の漏水などの施設修繕が必要となったことなどによりまして、それぞれ必要額を補正計上するものがあります。

次に、10款教育費、1項2目事務局費1,535万円であります。1節報酬から11節需用費まで、合わせて35万円につきましては、昨年度に引き続き、栄養教諭を中核とした食育推進事業の採択を受け、野菜の栽培体験と朝食に取り入れることなどによりまして、園児から高校生まで発達段階に応じた継続的な食育を実施するための経費を計上したものでございます。21節貸付金1,500万円につきましては、去る5月16日に開催されました小豆島町奨学生選考委員会におきまして、継続、新規合わせて当初予算の見込みを上回る高校生5名、大学生112名に貸し付けを行うこととなったため、不足額を計上するものでございます。

次に、3項3目中学校統合事業費400万円であります。これは、中学校統合に伴う内海給食センターの増築工事において、現場担当職員や設計業者との協議によりまして、施設の東側への冷蔵庫置き場の設置並びに北側増築部分のメンテナンス用床下ピットの設置など、効率的な業務環境を確保するために必要な追加工事が発生いたしましたので、所要額を補正計上するものであります。

11ページ、12ページをお願いいたします。

最後になりますけれども、4項1目子育て共育費132万円であります。これは、歳入でも申し上げましたが、香川大学と神戸常盤大学の学生、それから先生方による保育合宿事業を誘致するために必要経費を補正計上するものであります。7節の賃金は保育合宿中の土曜日に子供と父兄の参加によるイベントを開催いたしますので、それに伴う臨時保育士の賃金でございます。8節報償費については、保育実習中に現場の保育士を大学の先生にご指導いただくための講師謝金、9節旅費は学生や先生方の費用弁償、11節需用費にはイベントに伴う消耗品や食糧費、12節役務費には家庭保育世帯へのチラシの郵送料及びイベント時の保険料、13節委託料には神戸常盤大学が合宿所として神浦コミュニティーセンターで2泊する間の食事や清掃などのサポートを地元をお願いする委託料、14節使用料及び手数料についてはマイクロバスや合宿所、寝具、イベント会場等の借り上げ料を計上するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は7,963万6千円となって

おります。以上で一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 8ページの地域防災組織育成というのですが、この備品、どんな種類なのか、どんなもんかというのを知りたいと思います。

もう一つは、その下の委託料のところ、手話とありますけど、小豆島町の手話がとまったみたいなのをちょっと聞いたんですけど、間違うとんでしょうか、それを2つ。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 最初の件ですが、迎地自主防災会の整備内容でございますけれども、屋外用の煮炊きの鍋でありますとか、防災用のかまどセット、LEDヘッドライト、ガソリン携行缶、折り畳みのリヤカーですとか、備蓄用のロープ、発電機等でございます。それと、防災機材の倉庫などでございます。

それから、2点目ですけれども、手話の件につきましては、ちょっと担当課長のほうから説明させていただきます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 手話通訳の件でございますが、手話奉仕員につきましては、要望をいただきましてから協会のほうから派遣依頼が来るわけでございます。以前に、町内ではそういった活動があったわけですが、それを要望された方が老健のほうに入ったということで、それ以降はとまっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） もう一つあった。10ページの大学の育英事業ですけど、これいいことなんですけど、最近では多いほうなんですか、5名と112名と書いています。これをお知らせを。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（坂東民哉君） 高校、大学育英事業等の奨学金ですけども、昨年度ご承知のとおり、金額を大学の場合が3万円から5万円、それと卒業後、こちらへ帰ってきた場合、住民票を有し勤務した場合に限り、返還免除という規定を設けましたので、昨年度から大幅に増加しております。昨年度ももう決算等でご報告していると思いますが、昨年度が借りかえ、2回生の子は3回生になる時点で昨年借りかえた、こういう借りかえも含めまして、昨年度が貸付決定した人が70名、今年度が65名ということになっております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 12ページです。就学前教育費ということで子育て共育費、計上されておりますが、全国数多く大学がある中で、提案された香大と神戸常盤大学ということですが、この大学に決まった経緯など伺いたいと思います。

それと、人材確保ということで専門保育士等を小豆島町としても今後必要ですし、いろんな事業をやる中で専門、必要です。今回のこの事業をやる中で、確たる人材確保につながっていくというふうなことの見通しがあるんでしょうか、そこら辺を伺います。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） この事業の経緯でございますけれども、香川大学については学部長さん、教育学部の学部長さんが昨年度来、当町の幼稚園等に講演等、指導に何回か来ていただいております。その中で、将来の当町の保育士等の人材確保等につきまして、こういった交流事業をやってはどうかというお話

をさせていただきました。非常に学部長さん、乗る気で乗っていただきまして今回の事業につながったわけでございます。

それから、神戸常盤大学のほうは昨年度すくすく子育て応援講座に講師として准教授の方に来ていただきました。その中で、京阪神ということで非常に地理的にもそう遠くないわけございまして、小豆島からも神戸常盤大学のほうに学生が行っているというようなお話で、こういった交流を通じてUターン、それからIターン、こういった人材が呼び込めないかなというお話をしましたところ、こちらの大学のほうも非常にいいことだということで、特に神戸常盤のほうは地域貢献活動に非常に力を入れておりまして、また看護学科や福祉の学科も持っております。そういったことから、神戸常盤大学のほうは保育に限らず、幅広い面で地域貢献なり、人材を確保する取り組みができるということで話がまとまったものでございます。

確たる確保に対して見通しがあるのかと言われれば、それぞれ就職する、それは個人の自由ですから確固たるものはないわけですがけれども、こういった交流を通じて小豆島を好きになっていただくとか、小豆島の温かい人間味に触れていただくと、こういうことを通して人材の確保につながっていくということだと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） ぜひ、補正で132万円ということで上がってきておりますし、収入のほうでも44万円、この両大学の受け入れをしておりますが、ぜひ実が実のように行政のほうでもしっかりとしたネットワークをつくってもらって、実を上げていただきたいというふうに思います。以上です

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） サイクリングターミナル費ですけど、これ使用料は50万円で、需用費の歳出のほう燃料費、光熱費等がかなり出ております。これは、今滞在の人数はどれぐらいの人数がおいでるんか、また使用料は一人頭どれぐらいいただいているのか。これは、瀬戸芸の期間内だけであってのものかどうかと



ということ、この燃料費、光熱費は月にこれだけ要るのか、この期間だけでこれだけの補正を上げているのかというのを確認したいと思います。

それからもう一点、中学校の統合の事業費で、増築工事で400万円ですか、これ今工事始まっていますが、これだけで増築は終わるのか、まだ今後考えるのかということを確認したいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（山本真也君） ただいまの大川議員のご質問について答えさせていただきます。

まず、当初のほうなんですけども、宿泊が中心として算定をしておりました。大体10時から11時ぐらいには消灯して、もうお休みになるというような方向で今まで運営しておりましたので、そういったのをもとにして算定しております。ところが、実際アーティスト、クリエイターの方が来られますと、やはり夜遅く、極端に言えば朝早くまでされる方もあります。長時間の作業を実施されていたということで、相当の電気、それから3月等につきましては暖房のための重油料が必要となっております。平均につきましては、おおよそ歳入のほうは月24万6千円、この利用料金につきましては1人1室の場合は1人につき千円、2人の場合は1人につき800円、3人以上の場合は1人500円でいただいております。平均につきましては、大体月340人ぐらいのご利用となっております。先ほど申しましたが、そのうちの利用料が24万6千円となります。それから、燃料費なんですけれども、あとまだ残り6カ月ほどございますが、その期間中のみの計算といたしております。これにつきましては、重油、ガソリンが大体96万5千円ぐらい必要と、補正として96万5千円、それから光熱水費としても50万円ぐらいは不足するというような計算で行っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（坂東民哉君） 内海学校給食センターの増築工事でございますけれども、当初予算が3,500万円ございまして、これはどうしても夏休み中に工事を完了する必要があるございますので、既に当初予算の範囲で5月に工事のほうは

発注しております。先ほど説明にありましたように、ピットの増設であるとか、一部増築面積を増加させる部分につきましては、この補正予算で議決をいただいた後に変更契約を締結して、8月末までに工事を完了したいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 10ページのオリーブ生産拡大の部分ですが、さっき6団体というふうな説明があったと思います。具体的にどういうふうなもんが補助になっておるんかということです。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 6団体の内訳についてのご質問でございますが、オリーブ生産拡大の中に2つの事業がございます、まず1つ目のオリーブ生産拡大総合支援事業、これについては農業生産法人、認定農業者等が対象になるもので、面積要件として新規の植栽でおおむね50アール以上、または既存園地でおおむね30アール以上ということで、事業内容としては防風施設、それから鳥獣対策の防護柵等の資材費が補助対象となるものでございます。

補助率は県費2分の1で、3団体のうち空井農園さんのほうが防風施設、片城、苗羽の圃場ですが、それからオリーブ屋さんのほうが神懸通と片城のほうで、これは有害鳥獣の防護柵、それから西村、福田の圃場のほうで八木さんが約1ヘクタールで防風施設の3団体、その上にもう一つの事業、病害虫防除支援事業というのがございまして、これについては3分の1の補助対象で、病害虫の防除用の農薬散布用機械の補助でございます。これについては、空井農園さんとアグリオリーブさん、それから柴田商店、この3団体、トータル6団体ということでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論はないようですから、討論を終わります。  
これから採決します。

議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第63号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第63号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の28ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ634万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,518万8千円とするものでございます。

続きまして、その内容につきまして、補正予算説明書により説明をさせていただきます。説明書のほうの17ページをお開き願います。17、18になります。

歳入の補正になります。

3款繰入金、1項2目1節一般会計繰入金ですが、福田診療所への運営繰入金として634万3千円を追加するものでございます。

一般会計のところでは担当部長からご説明がありましたが、福田診療所につきましては常勤医師の病気療養により、当分の間不在となることになりました。このため、各関係機関等のご協力により、現在月水金の週3回、医師を派遣いただいております。このほか、診療所と隣接地との境界に設置しております診療所のコンクリートブロック塀が経年劣化によって塀内部の鉄筋が腐食するなどにより、倒壊の危険性があることから、ブロック塀撤去費用相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。以上、歳入合計は634万3千円を追加するものでございます。

次に、歳出の補正になります。1枚めくっていただいて、19、20ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目11節需用費ですが、歳入で申しあげましたように、ブロック塀撤去費用として38万9千円を追加するものでございます。次に、13節委託料ですが、診療所への医師派遣に伴う派遣先への委託料として595万4千円を追加するものでございます。以上、歳出合計は歳入と同額の634万3千円を追加して4,518万8千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論はないようですから、討論を終わります。これから採決します。

議案第63号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回はあす6月20日木曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、6月12日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後3時30分に開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後4時02分